

令和2事務年度 金融行政方針(別冊)

補足資料

令和2年8月



目次

| | |
|--|----|
| 1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く | 1 |
| 【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える】 | 1 |
| (1) 金融仲介機能の発揮 | 1 |
| ① 金融機関による事業者の資金繰り支援 | 1 |
| ② 豪雨等の自然災害に係る被災者支援等 | 2 |
| (2) 経営改善・事業再生支援等 | 2 |
| (3) 制度面の対応 | 3 |
| ① 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするための銀行の業務範囲等の見直し | 3 |
| ② 金融機関が借り手を全面的に支えられる包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討 | 3 |
| (4) 的確な実態把握 | 4 |
| ① 金融庁のデータ戦略、分析力向上 | 4 |
| (ア) データ分析の高度化、データガバナンスとアカデミアとの連携 | 4 |
| (イ) 金融行政におけるITの活用 | 4 |
| ② モニタリングの手法 | 5 |
| (5) 金融機関との持続可能なビジネスモデルに関する対話 | 6 |
| ① 大手銀行グループ等 | 6 |
| ② 地域金融機関 | 7 |
| (ア) 持続可能なビジネスモデルの構築に向けたモニタリング | 7 |
| (イ) 地域金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築・地域事業者支援等のための環境整備等 | 8 |
| (ウ) 協同組織金融機関 | 10 |
| ③ 証券会社 | 11 |
| ④ 保険会社 | 13 |
| ⑤ 日本郵政 | 14 |
| ⑥ その他の業態 | 15 |
| (6) 国際的に協調した対応 | 18 |
| コラム1:新型コロナウイルス感染症の健全性への影響に係る着眼点 | 19 |
| コラム2:地域銀行の経営状況 | 21 |
| コラム3:金融仲介機能の発揮に向けた取組み | 22 |
| 【コロナ後の新しい社会を築く】 | 24 |
| (1) 新たな事業に取り組むリスクを経済の中で適切に分担し規律できるシステムの構築 | 24 |
| (2) コロナ後の顧客ニーズに応える金融サービスづくり | 24 |
| ① 金融デジタルイノベーション | 24 |
| (ア) デジタル・イノベーションの支援 | 24 |
| (イ) デジタル・イノベーションを支える環境整備 | 25 |
| (ウ) デジタル技術を活用した顧客課題の解決と顧客体験の不断の向上 | 26 |
| ② 利用者目線に立った金融サービス | 27 |
| (ア) 顧客本位の業務運営 | 27 |
| (イ) 金融経済教育 | 28 |

| | | |
|-------|---|----|
| (ウ) | 多様な利用者ニーズへの対応と利便性・安心感の確保 | 29 |
| ③ | 新たなリスクに対する備え | 32 |
| (ア) | サイバー攻撃対応 | 32 |
| (イ) | 家計・企業を新たなリスクから守る保険サービス | 33 |
| ④ | サステナブル・ファイナンス(気候変動等) | 34 |
| コラム4: | 金融事業者の顧客本位の業務運営に関する取組状況 | 35 |
| コラム5: | 金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて— | 36 |
| コラム6: | NISA の普及状況 | 38 |
| コラム7: | 金融分野のサイバーセキュリティレポート | 40 |
| コラム8: | ESG を巡る動き | 41 |
| 2. | 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く | 43 |
| (1) | 市場の国際競争力 | 43 |
| ① | 国際金融機能の確立(税制、人材、その他ビジネス環境改善、英語による金融行政) | 43 |
| ② | 海外当局との連携 | 43 |
| (2) | 資産運用の高度化 | 44 |
| (3) | コーポレートガバナンス改革と開示情報の充実 | 45 |
| (4) | 資本市場の改革 | 47 |
| ① | 市場の活性化と安定性の確保 | 47 |
| ② | 会計・監査に関する取組み | 49 |
| (5) | 網羅的で(広く)・機動的で(早く)・深度ある(深い)市場監視 | 52 |
| (6) | 金利指標改革への対応(LIBOR の恒久的な公表停止に向けた対応) | 54 |
| (7) | マネロン・テロ資金供与対策 | 55 |
| コラム9: | 資産運用業高度化に係るプログ्रेसレポート 2020 | 57 |
| 3. | 金融庁の改革を進める | 59 |
| (1) | 職員の主体的な取組みを支える環境づくり | 59 |
| (2) | 金融庁の行政手続きの電子化 | 60 |
| (3) | 財務局の金融行政担当部局との一体化 | 60 |
| (4) | 内外連携した金融規制・監督実務の向上 | 61 |

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える】

(1) 金融仲介機能の発揮

① 金融機関による事業者の資金繰り支援

【昨事務年度の実績】

「金融機関における事業者支援の取組みの促進」を当面の検査・監督の最重点事項と位置づけ、以下の取組みを実施した。

- 金融機関に対し、既往債務の条件変更や新規融資等に迅速かつ柔軟に取り組むよう、累次の要請を行った。
- 「特別ヒアリング」を通じて金融機関の取組状況を確認し、他の金融機関の参考となる取組事例については、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例」として公表し、各地の商工団体等にも周知を図った。
- また、民間金融機関による「実質無利子・無担保融資」^(注)が円滑かつ迅速に実施されるよう、「金融機関ワンストップ手続き」(金融機関による市区町村・信用保証協会等への申請・申込手続きの一本化)を推進した。あわせて、資金繰り相談が急増していた日本政策金融公庫等との間でも、公庫等による融資までの間の「つなぎ融資」などについて公庫等と密接に連携を図った。
 - (注)令和2年度補正予算・第2次補正予算で措置された、地方公共団体の制度融資を活用して、民間金融機関からも実質無利子・無担保・据置最大5年の融資を受けることができる制度。
- 上記の「無利子・無担保融資」を含む保証協会保証を活用した融資のほか、金融機関のプロパー融資や事業者への本業支援など、金融機関が様々な方策を適切に組み合わせ事業者のニーズにかなった支援を適切に行うよう、上記の「特別ヒアリング」のほか、条件変更の状況やプロパー融資残高の調査等により、金融機関の事業者支援の取組状況を確認している。

(※)2020年6月末時点の、銀行による中小企業者に対する条件変更の実行率は99.5%、協同組織金融機関による中小企業者に対する条件変更の実行率は99.8%となっている。
- このほか、金融機関における返済猶予等の条件変更を積極的に後押しするため、条件変更を実施した場合の債権区分など、個別の資産査定を含め、金融機関の判断を尊重し、検査においてその適切性を否定しないことを明確化した。
- また、金融機関による迅速かつ適切な資金繰り支援等が実施されるよう、規制や当局報告の実施延長・簡素化等を通じた金融機関の負担の軽減、金融機関との取引に係る相談を受け付ける相談窓口の開設などに取り組んだ。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、特別ヒアリング等で確認した取組実態、利用者相談室に寄せられた相談、融資全体の動向など、様々な情報を総合的に活用して、全体として支援が適切・適正に行われているかを確認する。政策金融機関や信用保証協会等とも連携して、金融機関による事業者の資金繰り支援に万全を期す。
- 特に、制度融資を含む民間金融機関融資の手続円滑化等を促す観点から、金融機関・自治体・信用保証協会との間の手続きの効率化・電子化事例等の把握・共有等を進めるほか、金融機関による資金繰り支援の好事例を公表して他の金融機関も参考にできるよう促すなど、金融機関が資金繰り支援を適切に行えるように支援する。

② 豪雨等の自然災害に係る被災者支援等

【昨事務年度の実績】

- ・ 全国の金融機関に対して、平時からの災害の対応態勢の整備、金融機関の業務継続体制等に係る説明会を実施し、平時からの金融機関の取組みを促した結果、業務継続体制に係るアンケートにおいて、全預金取扱金融機関の体制整備の着実な実施が図られた。
- ・ 東日本大震災や平成30年北海道胆振東部地震等のこれまでの災害について、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)を活用した被災者支援を積極的に実施した。
- ・ 令和元年東日本台風等に際し、被災者支援のため、金融機関に対して速やかに「金融上の措置」を講じるよう要請するとともに、被災地視察を踏まえた対応策の実施を促した。また、ガイドラインに係る相談会・説明会の開催、新聞折込チラシなどのマスメディアを活用したガイドラインの周知など、関係機関とも連携しつつ、ガイドラインの活用を促した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、金融機関に対して、2020年4月7日には緊急事態宣言が出されたことも踏まえ、金融機関に対して、感染拡大防止に努めるとともに、事業者の資金繰り支援をはじめ、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、必要業務の継続について適切な対応に努めること等を要請した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 令和元事務年度に発災した台風等への対応の振り返りを行い、当局の災害対応及び金融機関の業務継続態勢の更なる改善を図る。
- ・ 近年の災害リスクの高まりを踏まえ、金融機関に対して、中小企業への強靱化対策パッケージの周知を含め、取引先中小企業の事業継続力強化の取組みを更に促していく。
- ・ これまでに発生した自然災害や新たな自然災害に関して、ガイドラインの周知広報などの継続した取組みを実施していく。
- ・ 新たな災害に対して、迅速かつ的確に「金融上の措置」の要請を行うなど、金融機関に対して、被災者のニーズを十分に把握し、きめ細かな被災者支援を行うよう促していく。
- ・ できるだけ早期に、新型コロナウイルス感染症により既往債務の弁済が困難になった個人・個人事業主をガイドラインの対象に追加し、周知広報の上、生活や事業の再建の支援を実施していく。
- ・ 金融機関のBCP対応について、今後の感染症の状況等に応じ、更なる業務継続態勢の整備を促していく。

(2) 経営改善・事業再生支援等

【昨事務年度の実績】

- ・ 急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった事業者に対する支援に当たっては、貸付けの条件変更等だけではなく、資本金借入金や出資等も活用することが有用である旨を監督指針で明確化し、金融機関の対応を促した。
- ・ また、政府全体として、令和2年度第2次補正予算において、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫・日本政策投資銀行等の資本金劣後ローン制度を創設したほか、地域経済活性化支援機構(REVIC)・中小企業基盤整備機構等によるファンドの拡充等の施策を整備した。
(※)特に、REVICについては、コロナ禍で影響を受けた地域の中核企業等の経営改善等を進める観点から、2021年3月末の支援・出資決定期限を5年間延長する等のREVIC法の改正が行われ、あわせて、政府保証枠が1兆円から2兆円へ拡充されている。足元、REVICにおいて、既存の災害復興支援ファンド等の活用や新たなファンドの設立も含めた支援の全国化や、専門人材の確保を通じた支援態勢の強化に取り組んでいる。

【本事務年度の作業計画】

- ・ コロナ禍の状況等も見極めながら、資金繰り支援から、資本性資金等も活用した事業者の経営改善・事業再生支援等に軸足を移し、コロナ後の新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に、取り組む。
- ・ 具体的には、金融機関が、コロナ禍を踏まえた経営のあり方について、事業再構築・再生等を含めて、どのような選択肢が最適か、事業者としっかりと対話を行うよう、促していく。
- ・ また、REVIC・中小企業基盤整備機構等によるファンドや、公庫・商工中金等による資本性劣後ローン、中小企業支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援のメニューについて、わかりやすくマッピングした上で、金融機関、商工会・商工組合等の事業者団体、税理士等の支援機関に周知し、活用を促す。
- ・ その上で、金融機関がこうした支援メニューも活用して実効的な支援策を講じていくよう、特別ヒアリング等を通じ、対応状況を確認していく。
- ・ 各都道府県で地域の関係者（金融機関、中小企業支援協議会、信用保証協会、税理士等）が連携して円滑に事業者支援を進めていくよう、地域の支援態勢の実効性を確保していく。そのため、財務局・金融庁において、各地域の実情に合わせて、関係機関への声かけ・支援等を行う。
- ・ また、関係省庁との間でも、資本性資金の活用策や経営改善支援策全般について、実務的な課題や関係者のニーズを適時に共有しつつ、地域での実情・課題に応じた支援のあり方について、継続的に協議を行っていく。
- ・ さらに、こうした支援の環境整備・側面支援として、融資手続きの電子化促進のほか、金融機関の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有する等の取組みを支援していく。

(3) 制度面の対応

① 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするための銀行の業務範囲等の見直し

【本事務年度の作業計画】

- ・ 金融審議会において、経済の回復と持続的な成長に資する銀行制度等のあり方について検討を行う。

② 金融機関が借り手を全面的に支えられる包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討

【昨事務年度の実績】

- ・ 公益社団法人商事法務研究会の「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」において、
 - 現行の個別財産ベースの担保法制では、債権者の最終的な関心は事業の継続価値よりも個別資産の清算価値に向きがちであり、担保権の実行は事業の解体につながりやすいこと、
 - このため、新たに事業全体の継続価値を対象とする担保権等を整備することで、事業価値の維持・向上に向けた担保権者の動機付けが考えられること等について、問題提起を行った(2020年1月)。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 平時からの事業者と金融機関との緊密な信頼関係を礎に、金融機関において、事業の継続的なモニタリングとこれに基づく融資、事業再生局面での事業の継続に向けた合意形成・資金供給等が促進されるよう、実務家・有識者と、事業支援を支えられるような担保法制等を含む望ましい融資・再生実務のあり方について、現代の経済環境や海外の実務も踏まえつつ、検討していく。
- ・ その中で、上記のほか、有形資産に乏しい事業者は将来性があっても依然として経営者保

証の負担を負わざるを得ない場合があること等の課題も踏まえ、金融機関に事業継続を支援する適切な動機付けをもたらすよう、事業を包括的に把握し支える担保権等の実務上の可能性を模索していく。

(4) 的確な実態把握

① 金融庁のデータ戦略、分析力向上

(ア) データ分析の高度化、データガバナンスとアカデミアとの連携

【昨事務年度の実績】

- データ分析の高度化の観点から、一部の地域銀行から貸出債権等に係る粒度の細かいデータ(明細データ)の提供を受け加工・分析を行い、地域銀行が発揮する金融仲介機能と各地域の産業・経済構造との関係を分析することを通じて、明細データの利活用の有用性等の検証を行った。
- 金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、金融行政上の重要な諸課題について、大学等の研究者と金融庁の職員が協働して行政データ等を活用した研究を行った。
- 政策オープンラボ(「データラボ」)では、モニタリングを含む施策の企画・立案へのデータ活用の推進という観点から、海外当局等の事例調査を踏まえた議論や情報交換を行うとともに、先進的な取り組みを行う産学の有識者との対話を拡大した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融庁のデータ分析機能を拡充・高度化し、金融機関との対話・モニタリングへの分析結果の活用を促進する観点から、新たなデータを活用した分析を進める。
 - 明細データの収集及び利活用の有用性の検証については、将来的に明細データをモニタリング実務で有効活用していくことを目指して、対象金融機関の範囲やデータ収集に当たっての工夫の検討に加えて、金融機関の金融仲介機能等に関する分析の高度化を図っていく。
 - くわえて、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、企業セクターと金融システムとの連関(金融仲介を通じた企業支援や企業の脆弱性の金融システムへの波及)への理解を深めるため、企業個社データを活用し、地域・業種といった切り口から、企業の資金調達の特性や財務状況等について把握・分析する。
- 中期的な視点に立ったデータ戦略を進めるため、データガバナンスを統括する CDO(Chief Data Officer)及びデータ分析統括室を新たに設置し、分析の高度化に当たってのデータの収集・管理・活用上の課題を洗い出し、それに対応する枠組み・ルール等の整備・見直しに取り組む。くわえて、分析に携わる職員間の有機的な連携を促進すること等を通じてデータ分析人材の育成に取り組む。
- 金融行政上の重要な諸課題に係る分析・研究を通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげることを目指す。具体的には、信用調査会社との共同研究、次世代の研究者等を中心としたアカデミアとの連携強化、産官学の情報共有の円滑化を図るとともに、高度な研究・分析を効果的に行うためのインフラ整備等を行う。

(イ) 金融行政におけるITの活用

【昨事務年度の実績】

- 金融機関のモニタリングに利用する現行システムの改善点等について、金融機関等から意見を聴取し、その結果も踏まえ、次期システムに向けた機能改修に係る論点を整理した。
- 金融機関の負担軽減の観点から業界団体・日本銀行と意見交換を行い、決算に関する計表について、新たに統一化を行ったほか、優先度の低くなった計表を廃止した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 利用者利便の向上やオンライン化を促進する観点から、金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、機能改修に取り組む。
- ・ 金融機関の負担軽減の観点から、業界要望等も踏まえて、必要に応じ金融庁と日本銀行との間において内容が類似している徴求情報の更なる統一化を検討する。
- ・ RegTech の促進においては、金融機関の規制対応負担を軽減する視点や次々と創出される新たな革新的技術に対する深い理解等も必要となることから、金融当局、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業、アカデミア等が立場を超えて自由にアイデアを出し合い、課題解決に向けた議論を行う RegTech/SupTech 対応の促進に向けたハッカソン等を実施する。

② モニタリングの手法

【昨事務年度の実績】

- ・ 検査・監督基本方針を踏まえ、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(2019年12月)を公表し、「金融検査マニュアル」を廃止した。その上で、コンプライアンス・リスク管理、IT ガバナンス等の分野において、横断的なモニタリングを実施し、金融機関の取組事例等を公表した。
- ・ また、上記の取組みについて、外部第三者による金融機関の評価を把握するとともに、職員アンケートによる自己評価を実施した。金融機関の評価としては、現在の検査・監督の方向性について、概ね良好な評価を得たが、モニタリング結果の金融機関への還元方法や資料提供に関する負担感について意見があった。他方、職員アンケートを通し、同「考え方と進め方」をモニタリング・対話においてより効果的に活用する方法を検討していく必要性に加え、各モニタリングチームがより緊密に連携し重要性に応じたモニタリングを行う体制の整備及び人材の組織的な育成等に係る課題が明らかになった。
- ・ なお、2020年2月後半以降は、コロナ禍における金融機関職員との接触の回避や金融機関の負担を軽減し円滑な金融機能の発揮を促す観点から、中止・中断等の判断や、リモートによる検査を試行するなどの対応を行っており、今後も遠隔会議システムなどリモート手法を更に活用していくことなどの対応が必要である。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 昨事務年度の実績を踏まえ、本事務年度は以下の点について、重点的に取り組んでいく。
モニタリング成果の整理
 - 検査・監督基本方針等に基づくこれまでのモニタリング実績や、コロナ禍への対応など、足元において新たに認識すべきリスクや経営課題を踏まえ、「外貨流動性等に係るリスク管理」、「有価証券運用に関するリスク管理」等の具体的な分野について、金融機関の規模・特性やビジネスモデルの違いに則した的確な実態把握を行うための、実践的なモニタリング手法の開発を進めていく。**機動的な実態把握と還元の強化**
 - 金融機関のモニタリングにおいては、コロナ禍に伴う新たな課題やリスクも含め、オンサイトとオフサイトを効果的に組み合わせ、金融セクターや各金融機関の経営上の課題の重要性に即して、機動的かつ先を見通した実態把握を実施する。またその際は、各モニタリングの目的・性格や金融機関への結果の還元方法を、より具体的に金融機関に明示する。
 - 対面ヒアリングを中心とした従来の手法に捉わられることなく、遠隔会議システムなどのリモート手法やアンケート方式を積極的に活用するなど、モニタリングの趣旨・目的に応じて、実効的かつ効率的な新しい検査スタイルへの転換を進めていく。

組織的な人材育成

- モニタリング実務における OJT の拡充を含む研修態勢の体系化・標準化を図るとともに、研修と人事・評価制度との連携の強化や各職員のキャリアプランと統合的な自己啓発スケジュールに基づく1on1ミーティングの実施など、組織的な人材育成プログラムを構築する。
- ・ 我が国金融システムの健全性を持続的に確保し、金融仲介機能の十分な発揮を促す観点から、以下に取り組む。
 - 実体経済と金融システムの相互関連性や金融システム内のストレスの波及について、コロナ禍の影響も含め、調査・分析を行う。また、個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をオン・オフ一体のモニタリングを通じてきめ細かに把握する。
 - 上記を踏まえ、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促していくとともに、マクロ健全性維持の観点からの規制について、適切な運用や検討を実施する。
- ・ 2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、2020年中を目途に国内実施に向けた規制案を公表する。

コラム1:新型コロナウイルス感染症の健全性への影響に係る着眼点

(5) 金融機関との持続可能なビジネスモデルに関する対話

① 大手銀行グループ等

【昨事務年度の実績】

- ・ 大手銀行グループに対する通年検査を通じ、拡大する海外事業の実態を把握するため、海外拠点の現地調査や現地当局との意見交換を高頻度で実施したほか、大手銀行が抱えるリスクや課題について、監督カレッジを含めた海外当局との会合において意見交換を実施した。
- ・ 大手銀行に共通する重要課題(海外投融資管理(レバレッジドローン、CLO等)、外貨流動性リスク管理、大口個社管理、政策保有株式縮減、ストレステストの活用等)について、課題によっては日本銀行とも連携しながら、リスク管理の高度化に向けた対話を実施した。また、金融業を取り巻く環境変化に伴うリスク変容を早期に把握するため、グループ戦略やリスク管理等の責任者や、ビジネスライン毎の事業部門長等の経営陣と対話を実施した。
- ・ 2020年3月以降は、コロナ禍の拡大による影響が広がる中、①金融・資本市場の大きな変動の中での市場リスク管理や外貨資金繰りの状況、②企業に対する資金繰り支援など金融仲介機能の発揮状況、などについて集中的にモニタリングを実施した。
- ・ モニタリングの中で認識された課題は、経営陣に対するフィードバックを通じて共有し、改善に向けた対話を実施した。くわえて、他の金融機関におけるリスク管理の高度化に資するよう、日本銀行と連名で海外投融資に関するリスク管理態勢の整備について公表した。

＜対話やモニタリングの結果、当庁から問題提起した課題＞

- ・ 海外事業買収や新たな提携により規模が拡大し、ガバナンスが複雑化している中、海外業務において、管理態勢の整備や浸透が不十分であったことに起因した問題事例等、グループベース、グローバルベースのガバナンス機能の発揮に課題が見られた。
- ・ 海外投融資について、大手銀行グループが保有するCLO投資は高格付のものが大部分であるほか、残高削減方針を掲げる銀行が認められるなど、総じて残高縮小の方向にある。しかし、保有する規模や現下の状況を踏まえると、引き続き、クレジット市場の動向を注視するとともに、リスク管理態勢の高度化に向けた対話を継続する必要が認識された。

- ・ 政策保有株式について、保有意義の検証プロセス等を確認し、それらを踏まえた縮減計画の進捗状況をモニタリングした。各行とも概ね計画に沿った縮減が進められており、縮減の継続に向け引き続き対話が必要と認識された。
- ・ ストレストテストについて、一部の金融機関では、業務純益や信用コストの推計方法に改善の余地が見られた。
- ・ モデル・ガバナンスの態勢について実態把握を行ったところ、ガバナンスフレームワークの構築やモデルの重要性分類等といったモデルリスク管理に高度化の余地が見られた。
- ・ 市場変動時に備えた外貨流動性の確保や適切な市場リスク管理について、大手銀行グループの外貨調達には、市場調達に一定程度依存しており、市場の急変に対して脆弱性を有している。急激な市場変動時においても対応できるようにするため、金融機関の外貨流動性リスク管理の高度化を図ることが課題となっている。
- ・ 戦略的なデジタル化を推進するため、事業横断的な専門部署を設置する動きも見られる一方で、必ずしも各事業部門にデジタル化を重視する風土や文化が醸成されていない、あるいは、デジタル人材が十分に育成できていないといった例が確認された。足元の社会全体のデジタルシフトの加速等、経営環境が急速かつ大きく変化する中で、デジタルを活用した新たなビジネスの速やかな具現化や構造改革の実行が課題となっている。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 財務の健全性は金融仲介機能発揮の基盤だ。今後の経済情勢について不確実性が高まっていることを踏まえ、個別金融機関の財務状況等について、データ等を用いて分析・把握し、深度ある対話を行う。その際、与信費用を巡るリスク、海外クレジット投資のリスク、米ドルなど外貨資金調達に係る流動性リスクなどの実態の的確な把握に努める。
- ・ また、特定のシナリオについてのセンシティブリティ分析及び金融庁・日本銀行共同のストレステストの実施並びにこれらに基づく金融機関との対話を通じて、経済環境の変化の金融システムへの影響や波及経路についての更なる把握を進める。くわえて、金融機関自身によるストレステストも活用したリスク・健全性の把握や資本政策についての対話を行っていく。
- ・ グローバルな低金利環境の継続や社会全体のデジタルシフトの加速など、新たな環境の下で、家計・企業・地域社会・国際社会の課題を解決し、付加価値を創造するビジネスモデルをどう構築していくのかについても、対話を進める。
- ・ 政策保有株式についても、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る対話を行っていく。
- ・ 大手銀行グループ以外の主要行等・新形態銀行についても、上記問題認識を踏まえた上、それぞれのビジネスモデルに応じ、対話を行っていく。
- ・ なお、コロナ禍の拡大防止及び資金繰り支援に注力する大手銀行グループ等の業務負担にも配慮しつつモニタリングを実施する。

② 地域金融機関

(ア) 持続可能なビジネスモデルの構築に向けたモニタリング

【昨事務年度の実績】

- ・ 地域金融機関を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前より、低金利環境の継続や人口減少などを背景に、厳しい状況が続いている。2020年3月期の決算でも、コア業務純益(投信解約損益除く)は、貸出利鞘の縮小から低下傾向で推移し、当期純利益も信用コストの増加なども加わり、低下傾向にある。
- ・ こうした中で、2019年6月に「早期警戒制度」を改正し、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある金融機関との間で、銀行自らが想定する将来見通しや収益強化策等を基に、今後の経営改善の方向性等について対話を実施している。
- ・ また、経営トップ等が自行の経営理念を改めて見つめ直すとともに、実効的なガバナンス

に基づき、自らを取り巻く経営環境を的確に分析し、経営戦略を策定・実践する契機となるよう、金融機関等とも議論して、「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点(コア・イシュー)」を2020年3月に策定・公表し、これに基づき経営トップとの対話を進めている。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 金融庁として、コロナ禍の状況等も注視しつつ、地域金融機関の経営状況やガバナンスについて、深度あるモニタリングを行っていく。
- ・ 具体的には、コロナ禍等による、事業者の経営状況の変化や、内外の金融市場の変動等について、リアルタイムで注視していく。その上で、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある金融機関とは、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルを構築するための実効性ある対策を求めていく。その際、先の通常国会で成立した改正金融機能強化法や独禁法特例法をはじめとする各種施策の活用、システム等の業務基盤・管理部門の効率化も含めて、経営基盤の強化にどのような方策があり得るか、幅広く検討を促していく。
- ・ また、地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役等との対話や、リモート技術も活用した検査等を適切に組み合わせ、モニタリングを行う。特に、経営トップとの間では、「コア・イシュー」も活用して対話を行う。また、対話に当たっては、「心理的安全性」の確保に留意する。
- ・ 金融市場の変動等が各行に与える影響等も踏まえつつ、有価証券運用態勢等について課題が見られる金融機関については、早め早めにリスク管理態勢の向上等に向けた対話を行う。くわえて、関係団体と連携した地域銀行との研修や意見交換の機会を通じて、有価証券運用態勢の現状を踏まえた外部機関の更なる知見の活用の必要性に関する対話を行い、有価証券運用態勢の高度化につなげていく。
- ・ また、検査マニュアル廃止後の融資や引当等に関する金融機関の取組みについて、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」に基づいて、工夫事例の把握に努める。
- ・ こうした対話に当たっては、各地域金融機関のおかれた様々な経営環境や顧客企業の状況等について、適切に実態を把握し理解することが重要であることを踏まえ、各地域の経済や企業等の状況についても、「企業アンケート調査」やその他幅広い関係者からの様々な情報収集等を通じて、分析・理解に努める。

(イ) 地域金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築・地域事業者支援等のための環境整備等

<持続可能なビジネスモデルの構築に向けた環境整備>

● 独占禁止法特例法

- ・ 厳しい経営環境が続く中でも、地域における銀行等の基盤的サービスの提供が維持されるよう、一定の要件の下で独占禁止法の適用を除外しシェアが高くなっても地域銀行の経営統合を特例的に認める「独占禁止法特例法」が、2020年5月に成立した。
- ・ 引き続き、関係政省令の整備等を行い、同法の円滑な施行を図る。

● 金融機能強化法

- ・ コロナ禍の影響を受けて自己資本の充実が必要となった金融機関に、国の資本参加を通じて十分な資本を確保することで、地域の事業者等に対する資金繰り・本業支援等に万全を期し、経済の再生を図ることとする「改正金融機能強化法」が、2020年8月に施行された。
- ・ 地域金融機関に対して、同法の趣旨を丁寧に説明しつつ、地域金融機関が、事業者等への融資・支援等に当たって自己の資本基盤の充実が必要であると判断する場合には、同法

の活用を含めた検討を促すなど、事業者支援等の金融機能の強化に万全を期す。また、資本参加に係る優先株式等の配当率については、東日本大震災時の特例措置の例も踏まえ、預金保険機構等の資金調達コスト等を基に検討していく。

● **預金保険料率のあり方の方向性**

- ・ 令和元事務年度、地域金融機関の将来にわたる健全性を確保するための規律付け・インセンティブ付与としての機能も視野に入れ、預金保険料率のあり方の方向性について、預金保険機構と検討を行った。
- ・ 預金保険料率のあり方の方向性について、引き続き関係者による検討を進める。

● **システムコストの見直しに係る対話**

- ・ 2019年6月に公表された「ITガバナンス調査レポート」において、地域銀行のシステム共同センター等について、信金・信組と比べて高コストの運営となっており、特に収益規模が小さい地域銀行ほどコスト構造に課題があるといった点が指摘された。
- ・ こうした点も踏まえ、「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」で支援しているような先進的取組みへの着手が困難な地域銀行とも、システムコストに関する根本的な見直しの可能性について対話を行う。

＜地域金融機関による地域事業者支援等の促進＞

● **経営者保証ガイドラインの活用**

- ・ 2019年12月、前経営者・後継者双方から原則として二重に個人保証を求めないこと等を規定した「経営者保証に関するガイドライン」の特則が策定・公表された（2020年4月1日より適用）。
- ・ 金融機関の取組状況の「見える化」を通じて、経営者保証に依存しない融資を促す観点から、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」を「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定し、金融機関に対し、2019年度下期以降のKPIの自主公表を促してきた。
- ・ 各銀行が自主公表したKPIを金融庁ウェブサイトにて一覧性のある形で公表を行うなど、引き続き「経営者保証に関するガイドライン」の特則の浸透・定着に向けた取組みを進める。

● **人材マッチング等を通じた地域金融機関による企業支援・地域経済活性化**

- ・ 地域企業における人材ニーズの高まりを受け、取引先企業への経営改善支援サービスの一環として、人材紹介に取り組む金融機関が増加している。特に経営専門人材等の紹介については、2020年より、内閣府地方創生推進室が「先導的人材マッチング事業」を通じた支援を始めている。
- ・ 先導的人材マッチング事業等も活用しつつ、金融機関が、顧客企業に対する人材紹介業務等を通じて、地域企業における経営人材ニーズを掘り起こし・マッチングする取組みが早期に定着するよう、金融機関を含む関係者と対話する。
- ・ また、地域への経営人材の円滑な移動や兼業・副業を実現する観点から、大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップして REVIC でリストを管理し、地域の中小企業とのマッチングを促進する。

● **事業承継支援**

- ・ 円滑な事業承継支援を促進する観点から、金融機関に対して、中小企業庁が各都道府県に設置する「事業引継ぎ支援センター」のデータベースの活用や、同センターへの職員出向によるノウハウ蓄積を促した。
- ・ 今後、地域金融機関や同センター等の関係機関の取組状況について実態把握を進め、例えば、地域における有効な取組・成功事例の横展開を図るなどにより、地域金融機関による

事業承継支援を一層促進する。

<地域の実態把握と地域経済エコシステムの推進>

● 地域経済インテリジェンス

- ・ 「生産性向上支援チーム」において、地域の企業や支援機関等を訪問し、地域に入り込んで、企業における付加価値向上や業務改善の取組みの実情を把握するとともに、こうした取組みを支援する地域の関係者とのネットワーク形成等を進めてきた。
- ・ 今後、金融機関以外の幅広い関係者からの定量・定性両面の情報収集・実態把握を進め、コロナ禍の影響も踏まえた地域経済の実勢・地域経済エコシステムの実情について更に理解を深める(地域経済インテリジェンス)。

● 地域課題解決の試み

- ・ 「政策オープンラボ」の枠組みも活用して、当庁職員が、地方自治体や地域金融機関の有志職員と協働して、地元・地域の課題解決に資する取組みを推進した。具体的には、2019年1月以降、「ちいきん会」を通じた有志のネットワーク化や、こうしたネットワークも活かした地域毎の課題解決に向けた対話(「ダイアログ」)を行い、これらを通じ、地域の中小企業への経営人材紹介のためのオンライン・マッチングイベントの開催など、地域課題の解決に資する具体的な企画を実施した。
- ・ 引き続き、コロナ禍の影響も踏まえながら、新たな形態での「ちいきん会」・「ダイアログ」の実施など、有志ネットワークの拡充と、これを通じた、全国各地での地域課題解決に資する創意工夫を凝らした取組みを進めていく。

(ウ) 協同組織金融機関

【昨事務年度の実績】

- ・ ほとんどの協同組織金融機関は共同システムで運用していることから、コストが変動費化しており、預金と経費との関係から見れば、必ずしも規模の利益の効果を享受し得るとはいえない。こうした中、経営理念に基づき、会員・組合員や地域社会との関わりをどう考えるか、そうした中で、有価証券運用などをどう位置付けていくかが、持続可能なビジネスモデルを構築する上での重要な論点となっている。
- ・ コロナ禍の影響を踏まえ、事業者等に対して円滑な支援が行われるよう、累次にわたって要請を行うとともに、特別ヒアリングを通じて事業者に対する新規融資・条件変更等への対応をはじめとする資金繰り支援の取組みに加えて、事業者の本業支援に向けた取組みを確認した。
- ・ 従来、主に足元の健全性やリスクに着目しつつ、個々の経営課題に焦点を当てたモニタリングを実施してきたが、これに加え、令和元事務年度からは早め早めの改善を促すべく、計数等を提示しつつ、当局の課題認識を明確に伝達・共有する形で、新たな早期警戒制度に基づく対話を行った。
- ・ また、信用金庫・信用組合の持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話を全国の財務局において試行している。この試行では、当局と金融機関の双方の「気づき」が得られるよう、理事長をはじめとした本部や営業店の様々な階層に対して、経営理念に立ち返った問いかけを丁寧に繰り返した。
- ・ 中央機関による個別金融機関への各種サポートについては、中央機関本部との対話によりその取組状況を確認するとともに、財務局においても中央機関支店と対話を実施し、個別金融機関に対する支援機能の効果的な運用を促した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 協同組織金融機関は、会員・組合員を通じて地域により深く根差しているという特性を踏まえ、コロナ禍での事業者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に

向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進める。

- ・ 引き続き、コロナ禍の影響を注視し、協同組織金融機関が資金繰り支援に万全を期すよう促していく。その上で、特別ヒアリング等を通じて、金融機関に対して、コロナ禍で影響を受けた地域の事業者へ寄り添い、地域の関係者（中小企業支援協議会、保証協会、商工会・商工組合、税理士等）とも円滑に連携しながら、地域経済の環境やそれぞれの事業者に応じたきめ細かい取組みを行うことで、経営改善・事業再生支援に資するよう促す。特に、中小・零細企業に対する支援に配慮するよう促す。
- ・ コロナ禍における経済や市場環境の変動などを見極めつつ、市場リスクや信用リスクが金融機関の健全性に及ぼす影響を前広に注視するとともに、課題が見られる先に対しては、より早め早めに具体的な経営改善やリスク管理態勢の向上が図られるよう、令和元事務年度より開始した早期警戒制度に基づく対話を継続して行う。
- ・ 持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話について、金融機関としての経営という論点（金融機関性）に加えて、相互扶助の理念や会員・組合員とのコミュニティ形成を通じた地域づくりといった、信用金庫・信用組合に固有の特性（協同組織性）も念頭に置いて実施する。
- ・ 個別金融機関が会員・組合員への適切な経営支援等を行い、安定した収益や将来にわたる健全性を確保するためには、中央機関による経営・業務サポートが重要な役割を果たしている。引き続き、中央機関との間で、特に業界全体のリスク管理の高度化、収益向上、財務基盤の強化に向けた取組みなどについて、中央機関の更なる機能向上に向けた対話を進める。

コラム2: 地域銀行の経営状況

コラム3: 金融仲介機能の発揮に向けた取組み

③ 証券会社

【昨事務年度の実績】

昨事務年度は、大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、証券会社をとりまく環境の変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築や、シンプルに即した実効性のあるコンプライアンス態勢等の構築状況等について、経営陣等との深度ある対話を中心にモニタリングを行った。

● 大手証券会社

- ・ ストック収益を重視する戦略を推進するため、例えば、営業員の業績評価に関し、ストックベースでの顧客資産の増加を重視する取組みの定着、自社の強みを発揮できるセグメント層の特定及び注力化、非対面チャネルの活用による顧客の要望に見合った商品サービスの提供、といった動きなどが確認された。
- ・ また、顧客層の更なる高齢化や IT 化の進展に伴う取引チャネルの多様化等の変化を踏まえ、既存の営業店舗の統廃合や空中店舗化といったコスト削減を進める一方で、顧客の預り資産増加を狙いバックオフィスのない低コスト営業所による拠点網の拡充に取り組むなど、経営資源の効率化・再配分に取り組んでいる事例も認められた。
- ・ コンプライアンスに関しては、ルールベースの形式的なチェックに留まらず、顧客のリスク許容度やニーズに沿った適切な提案や顧客の理解度に応じた適切な説明の実施状況等について、リスクベースでのモニタリングの必要性を理解して確認・検証する動きが見られ始めた。一方、一部の会社において、顧客の投資経験や理解力に応じた説明やリスクが顕在化した場合の危険性を具体的に認識させる説明が不足していた事例が認められる等、勧誘における適合性原則の徹底や顧客に対する注意喚起が十分に行われていない事例も認められた。

● 準大手・地域証券会社

- ・ ビジネスモデルに焦点を当てたモニタリングにおいては、高齢化・IT化の進展や手数料無料化の流れを受けて、従来型の対面営業が更に厳しい環境となる中で、多くの会社で効果的な対応等を打ち出すことができていない状況にあることが見受けられた。
- ・ 一方、一部の地域証券会社においては、地域における持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、例えば、①経営トップの方針のもと、長期的に投資信託の残高積上げに取り組んだ結果、顧客による投資信託の長期保有が定着し、信託報酬収入の安定化など経営にも好影響を与えている事例、②長期的に取扱商品の多様化に取り組み、株式関連以外の収益を一定水準で維持するとともに、「株主コミュニティ制度」等、地場企業の資金調達手段の拡大を支援する取組を進めている事例、なども確認された。

● ネット系証券会社

- ・ 各種手数料の引下げ・一部無料化など、各社間の競争が一段と激化し、収益環境がより一層厳しさを増す中で、他社との差別化を図り、独自に安定的な収益源を確保するため、提供するサービスや商品の多様化、事業の多角化、他社との資本・業務提携などを積極的に進める業者が見受けられた。一方で、既存のビジネスやサービスを維持するに留まり、収益・コスト構造の見直しの取組みが進んでいない業者が見受けられた。
- ・ また、売買注文や各種取引が急激に増加した時期に、一部の業者においては、一時的に顧客取引にも影響の出るシステム障害が発生するなど、改めて BCP の重要性やシステム管理態勢の強化の必要性が確認された。
- ・ 個人投資家の株式売買注文についても、PTS・ダークプールなど金融商品取引所以外で注文を執行する場が増えている中で、投資者保護や顧客説明について十分な検討がされないまま SOR(Smart Order Routing)^(注)にて注文執行を行っている事例が確認された。
(注)複数の市場から最良の条件を提示している市場を検索し、注文を執行するシステム。

【本事務年度の作業計画】

各社のビジネスモデル・収益基盤・規模・特性が異なり、経営目標・課題等もそれぞれであることを踏まえつつ、引き続き、持続可能なビジネスモデルの確立や、投資者保護のための態勢整備等に焦点を当てたモニタリングを行う。

● 大手証券

- ・ 顧客層の高齢化、IT化の進展に伴う取引チャネルの多様化など、ビジネス環境の変化を踏まえた、持続可能なビジネスモデルの構築(対面業務を中心とした業務運営態勢の再構築を含む)への対応を中心として、社外取締役を含めた経営陣や支店長、営業担当者等の営業現場との深度ある対話を行う。
- ・ 顧客を第一に考え、真に顧客の利益になる金融商品・サービス(顧客層や預り資産残高に応じた適切な手数料体系への移行に向けた取組状況を含む)を提供するための業務態勢及びそのモニタリング態勢を構築しているか、また、経済状況の変化に応じ、バランスシート強化に向けた的確なアドバイスや資金調達の仲介を実施しているか、などについてモニタリングを行う。
- ・ グローバルな業務展開をしている証券会社については、それを支えるガバナンス・経営管理態勢及びリスク管理態勢(グローバルな市場変動リスクや保有資産価値の下落等に対する備えを含む)の整備状況や危機時の対応策等について、海外当局とも連携しつつ、モニタリングを継続する。

● 準大手・地域証券会社

- ・ ビジネス環境が大きく変化する中で、持続可能なビジネスモデルの構築状況や、そのための投資家保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等を中心にモニタリング

を継続して行う。

- ・ 特に、地域証券会社については、各社の規模・形態等が多様で経営状況や課題等も様々であることを踏まえ、メリハリをつけて対話を行う。また、持続可能なビジネスモデルの構築における好事例を収集・還元し、モニタリングデータの分析による「見える化」により、必要に応じ経営者と深度ある対話を行う。
- **ネット系証券会社**
 - ・ 競争環境が激化する中、各社において、新たな収益源となるサービス・商品の開発や新規事業の立上げが模索され、収益構造の転換が進められつつある状況にある。そのため、それらの状況を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの構築について深度ある対話を引き続き実施するとともに、新たなビジネスモデルが法令及び投資家保護の観点から適切であるかについてモニタリングを行う。
 - ・ また、市場のボラティリティの拡大によって、ネット系証券会社の利用者が増加し、アクセスの急増等に伴うシステム障害が各社で発生したことから、各社の顧客数等に応じた適切なシステムの整備状況や有事の対応も含めたシステムリスク管理態勢の運営・整備状況について、引き続き、モニタリングを継続する。

④ 保険会社

【昨事務年度の実績】

昨事務年度は、以下の点について、主として大手保険会社を対象にモニタリングを行った。

- **自然災害への対応**
 - ・ 損保会社については、2年連続で台風等による複数の大規模自然災害が発生したことを踏まえ、自然災害リスクへの対応状況についてモニタリングしたところ、再保険料の上昇と自社の異常危険準備金等を含めた自己資本水準を勘案しながら、再保険手配を強化するなど、各社の規模・特性に応じた対応が行われていたことが確認された。
 - ・ 今後も、日本のみならず世界的に大規模自然災害が連続して発生することも想定される中、再保険コストの増加や異常危険準備金の更なる取崩し等が生じる可能性もあることから、経営レベルでの多面的な議論に基づくリスク管理状況を引き続き注視する必要がある。
- **海外子会社管理**
 - ・ 大型海外買収から数年が経過した大手生保について、早くから海外進出を図ってきた大手損保とともに、その子会社管理や収益管理等に関し、取締役会等が実効的なガバナンス機能を発揮しているかに着目し横断的なモニタリングを行った。
 - ・ 海外事業の経験が長く、また収益に占める海外事業の割合も高い損保会社においては、グループガバナンスの一環として海外事業を捉え、その管理態勢の高度化が進められている。本社と海外子会社の経営層が協働し、具体的なリスクアペタイトやガイドラインの設定・運用等を通じた、業務レベルに踏み込んだガバナンスを実施している社も認められた。
 - ・ 一方、国内事業が圧倒的に大きく海外子会社の数も限られる生保では、投資先の一つとしてそのリスクや業績を管理している中で、海外子会社の収支・財務状況の悪化を実効的にモニタリングする態勢に課題のある社も認められた。
- **経済価値ベースのソルベンシー規制等**
 - ・ 上記のような個別のリスクを含め、保険ビジネスを取り巻くリスクが変化する中、各社ともERM(Enterprise Risk Management)の一環として、経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化に取り組んでおり、金融庁としても、こうした取組みを促してきた。
 - ・ こうした中、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」による報告書を2020年6月に公表した。報告書では、保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規

制・競争環境を整備するため、保険会社のソルベンシー規制にとどまらない、各社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策について、2025 年の導入を目的に着実な検討を進めていくべきと提言された。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 令和元事務年度のモニタリング結果をベースとしながら、適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組むべき課題等について深度ある対話を中心にモニタリングを行う。
- ・ 特に、各損害保険会社の自然災害への対応については、災害時の被災者の経済的復旧という観点からは、個々の損害査定や保険金の支払いが適正かつ迅速に行われることが重要であり、IT化など各社ごとの工夫が進められてきている。こうした運営上の論点を含め、大規模自然災害に対する備えとして保険がどのように機能すべきか、各損害保険会社や日本損害保険協会等の関連団体とも対話・検討を進めていく。
- ・ 海外子会社管理を含めたグループガバナンスに関しては、2019 年 11 月に保険監督者国際機構 (IAIS) において採択された国際的なガイドラインも踏まえ、グループ監督のための監督指針等の改正を行い、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化を促していく。特に、大手保険会社の海外展開については、監督カレッジを通じ関係する監督当局間で情報交換を行う等、外国当局とも連携し、ERM を含め経営管理等を注視していく。
- ・ 経済価値ベースのソルベンシー規制等については、有識者会議報告書に示された方向性・検討スケジュールを念頭に、国内フィールドテストの実施や、幅広い関係者との対話等を通じ、新たなソルベンシー規制に基づく健全性政策への円滑な移行に向けた準備を着実に進める。
- ・ 保険会社における適切な内部管理に資するよう、現行の財務上の指標や規制についても不断に見直しを行う。具体的には、経済価値ベースのリスク管理との整合性も踏まえ、基礎利益のあり方について検討する。また、各社の運用実態や各国の金利環境等を踏まえ、保有契約高が増加している外貨建保険に係る責任準備金積立てのあり方について検討する。
- ・ さらに、高齢化の進展やコロナ禍の経験を踏まえた「新しい生活様式」への対応が保険会社にも求められる中、こうした状況変化も前提に、健全かつ持続可能なビジネスモデルに向けて取り組むべき課題とその対応状況を改めて各社と対話していく。特に、これまで基本的には対面業務を中心として、多様な契約者を対象とするリテール・ビジネスを中核としてきた保険業界で、対顧客手続きや社内業務の両面において、顧客本位の考え方をベースに、どのような業務運営態勢のあり方が期待されるのか対話する。さらに、商品設計やリスク管理など、ビジネスモデルの変化に着目したモニタリング・対話を実施する。

⑤ 日本郵政

【昨事務年度の実績】

- ・ かんぽ生命に対しては、保険契約の乗換に際し、顧客の意向に沿わず、顧客に不利益を生じさせた不適正募集に関し、立入検査を実施した。その結果、不適正な募集行為が広がった背景として、①過度な営業推進態勢、②コンプライアンス・顧客保護の意識を欠いた組織風土、③脆弱な募集管理態勢、④ガバナンスの機能不全、など様々な態勢上の問題点が認められたことから、2019 年 12 月に一部業務の停止命令及び業務改善命令を発出した。これを受けて、かんぽ生命は業務改善計画を策定、実行することで、顧客の権利回復や再発防止に取り組んでいる。
- ・ ゆうちょ銀行では、運用の高度化・多様化を掲げ、日本国債等から、外国証券やより収益性の高いオルタナティブ資産へのシフトを進めてきたが、足元の市場環境の不透明感が強い

ことからその拡大は鈍化している。また、コンサルティング営業の強化、決済サービスの充実などの取組みも市場業務の収益減少を補うには至っていない。

- ・ 日本郵政では、不適正募集について、新たな経営陣の下、外部有識者の評価・助言を受けつつ、信頼回復に向けた取組みが進められている。

【本事務年度の作業計画】

- ・ かんぽ生命については、業務改善計画の実行状況を踏まえつつ、募集態勢・品質の抜本的な改善に加えて、顧客の信頼回復や顧客本位の徹底に向けた取組みについて、モニタリングを継続する。同時に、商品・サービスのあり方を含め、今後講じていく具体的な施策について対話を実施する。
- ・ ゆうちょ銀行については、市場運用における安定的な収益確保と市場変動に耐性のあるポートフォリオの構築の両立など、持続可能な収益構造の構築に向けた取組みについて対話を実施する。
- ・ 日本郵政については、郵便局ネットワークを活用したユニバーサル・サービスの安定的な提供や、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に向けたグループガバナンスの発揮状況について対話を実施する。

⑥ その他の業態

● 電子決済等代行業者

- ・ 2018年6月の改正銀行法施行後、イノベーションを阻害しないよう配慮しつつ、個人情報の漏洩、誤送金等に関わるシステムリスク管理態勢に着眼した審査を行い、登録を実施した(2020年7月8日時点の登録電子決済等代行業者は88者。)
- ・ また、業務特性等を踏まえ、システムリスク管理態勢にフォーカスしつつ、障害発生時の対応や被害拡大防止措置等、登録後のモニタリングの主な着眼点を明確にするため、2019年7月に「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正」を実施した。
- ・ 電子決済等代行業者の適切な登録審査や、業容拡大に伴う業務運営状況について、電子決済等代行業者の業務特性等を踏まえモニタリングを行い、利用者保護やシステムの安定性を確保していく。また、銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、スクレイピング方式から安全性が高いAPI方式への移行をフォローアップする。

● 投資運用業者

- ・ 投資信託の運用を行う投資運用業者が、委託先との投信計理業務の委託契約の解約に関し、当該契約に全く責任関係のない顧客の財産において費用負担が増加となる条件を含めて解約交渉を行い、その負担増加の妥当性について何ら検証することなく容認するという、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない事例が認められた。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の縮小によって賃料の支払いが困難となったテナントの状況に鑑み、リート等を運用する投資運用業者に対して、家賃の猶予・減免に応じるなど柔軟な措置の実施を検討するよう要請した。
- ・ 「2.(2)資産運用の高度化」に記載した内容に加え、忠実義務・善管注意義務を履行するための業務運営態勢について引き続き、モニタリングを行う。新型コロナウイルス感染症の影響がある中、リート等を運用する投資運用業者が、テナントの状況を十分に勘案し、長期的な視点に立った柔軟な対応を行っているかについてモニタリングを実施する。

● 投資助言・代理業者

- ・ 虚偽の説明又は誤解を生ぜしめるべき表示により勧誘を行っている事例や、無登録業者に対する名義貸しを行っている事例が認められたことから、登録取消しや業務停止命令等の行政対応を行った(令和元事務年度に行った行政処分は8件(うち登録取消しは5件))。

- ・ 助言・代理業者におけるウェブサイト上の広告表示やメールマガジン等による勧誘行為について、当局に寄せられる相談や関係機関からの情報等を参考として、情報分析・検証を進め、事実と異なる表示等を行っている業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行う等、厳正な対応を行っていく。
- **外国為替証拠金取引業者(FX 業者)**
 - ・ 情報開示(2019 年9月開始)及びストレステスト(2020 年1月開始)について、各店頭 FX 業者の準備状況及び実施状況を確認した。最大想定損失額に比して自己資本が不足している業者に対して、リスクの低減等を促した。
 - ・ また、監視委の検査の結果、FX 業者において、取引所為替証拠金取引を行った顧客に対して損失補填を行った事例が認められたことから、登録取消命令の行政対応を行った。
 - ・ 取引データの保存・報告制度(2021 年4月開始)を適切に実施するための態勢の整備状況についてモニタリングを行う。また、報告されたデータの分析・検証結果を踏まえ、各業者の取引状況についてモニタリングを行う。
- **第二種金融商品取引業者**
 - ・ 貸付事業を投資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う二種業者に対し、貸付先に係る情報開示の拡充(匿名化等されていた貸付先について、投資者が貸付先に接触しない等の一定の措置を講じた上で、情報を開示)の状況等について実態把握を行った。その結果、各業者において適切な情報開示に取り組んでいることが確認された。
 - ・ 今後、二種業者における取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行っていく。また、貸付事業を投資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う二種業者については、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について実態把握を継続する。
- **信用格付業者**
 - ・ 登録信用格付業者全社(5グループ/7社)に対し、法令遵守状況やガバナンス態勢、ビジネスモデルの動向に加え、証券化商品格付にかかるモデル・ガバナンス態勢や格付付与方針の妥当性検証への取組み等についてモニタリングを実施した。継続的な重要課題として、利益相反管理や情報セキュリティ管理の強化等の取組みが進められた。
 - ・ 信用格付業者の業務の適切性確保のため、海外当局との連携も図りながら、モニタリングを継続する。
- **電子記録移転権利等取扱業者**
 - ・ 2020 年5月の改正金商法の施行により、新たに電子記録移転権利等^(注)に関する勧誘規制等が整備され、「一般社団法人日本 STO 協会」を金融商品取引法上の自主規制機関として認定した。
(注)金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、電子情報処理組織を用いて電子的に記録・移転することができる財産的価値に表示されるもの。
 - ・ 今後、電子記録移転権利等を取り扱う業者の登録が行われた場合には、電子記録移転権利等の健全な発展及び投資者保護の観点から、自主規制機関とも連携し、適切に当該業者へのモニタリングを実施していく。
- **少額短期保険業者**
 - ・ 各財務局と連携して、少額短期保険業界全体の動向を把握・分析し、必要に応じ、対話による自主的な対応を促すとともに、問題が懸念される業者に対して立入検査等を実施した。

- ・ こうした検査・監督の過程において、最低基準に相当する事項の不備が複数の業者に認められており、自主的な検証・是正を促す観点から、全業者に対し自主点検の実施を求めた。
 - ・ 経過措置適用業者^(注)に対し、経過措置終了までの移行計画の履行状況についてモニタリングを実施した。経過措置適用契約は、減少傾向にあるが、対応に遅れが見られる業者も一部認められた。
(注)平成17年保険業法改正時に、それまで共済事業を行っていた者が新たに保険業法の規制対象となったが、激変緩和のため、保険引受けの上限金額に経過措置が規定された。当該経過措置を適用して、一被保険者当たりの法定の保険金額上限を超える保険引受けを行っている少額短期保険業者。
 - ・ 各業者において最低基準を満たした業務運営が行われているかについて、各財務局と連携して、自主点検結果を踏まえつつ、ガバナンスをはじめとする態勢整備の状況と併せてモニタリングを行う。日本少額短期保険協会とも連携して最低基準達成のための環境の整備を行う。
 - ・ 経過措置適用業者に対しては、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況や顧客への周知の状況を確認し、必要な対応を求める。特に対応に遅れが見られる業者に対しては、本則移行の障害となる事由等について十分に対話し、早急に必要な措置を講ずるよう促す。
- **資金移動業者・前払式支払手段発行者**
 - ・ 不正利用やシステム障害等の事案の発生を受け、主要なスマートフォン決済サービスを営む事業者に対し、システムリスク管理態勢の実態把握を行った。リスクに応じた利用者認証方式や不正取引の監視体制、キャンペーン時に増加する取引量へのシステム対応等に課題が見られたこと等を踏まえ、対話によってセキュリティ対策の向上・システムの安定稼働を促すとともに、事業者に向けた注意喚起(2019年8月)や事務ガイドラインの改正(2020年6月)を行った。
 - ・ また、無登録業者対応として、ゲーム事業者が日本国内向けに課金があるゲームを配信する場合には資金決済法に基づく届出が必要であることの周知・注意喚起を行い、国内・海外のゲーム事業者のイコールフットイングを図った。
 - ・ 2020年6月に成立した100万円超の高額送金を取扱可能な資金移動業の新しいタイプの創設などを盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に向けて、業者のニーズ・実態、利用者保護、利用者利便やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等の観点も踏まえながら、政令・内閣府令や事務ガイドラインの改正、効率的な登録審査体制の確立等に取り組む。
 - ・ フィンテックの進展等を背景にした事業者のビジネスモデルの変容の速さも踏まえ、事業者のビジネスモデル等に応じ、その持続可能性や、システムリスク管理・セキュリティ対策等の観点のほか、資金移動業者についてはマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等の観点も含め、リスクベース・アプローチに基づくモニタリング及び対話の強化を進めていく。
 - **暗号資産交換業者・暗号資産デリバティブ業者**
 - ・ 暗号資産の外部流出事案等を踏まえ、一連の検査・モニタリングで把握した問題点や、暗号資産交換業に該当するICOに関する監督上の着眼点を新たに追加するなど、事務ガイドライン第三分冊(16暗号資産交換業者関係)を改正した(2019年9月)。
 - ・ 暗号資産の外部流出事案の発生や、暗号資産を用いた証拠金取引等の新たな取引等に対応するための「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が2019年6月に公布されたことを受け、関係政

令・内閣府令や事務ガイドライン等を整備した(2020年4月公布、改正法と併せて5月施行)。

- ・ 改正法施行(2020年5月)を受けて、新たに規制対象となった暗号資産デリバティブ取引業にかかる金融商品取引法上の自主規制機関として、日本暗号資産取引業協会を認定した(2020年4月)。
- ・ 暗号資産について、他業界や海外で発生したサイバー攻撃の動向も参考にしながら、暗号資産交換業者のサイバーセキュリティ対策が十分であるかを検証するなど、自主規制機関とも連携しつつ、厳正なモニタリングを実施することにより、登録業者のサイバーセキュリティ水準の向上を図る。
- ・ 改正資金決済法施行により新たに規制対象となった他人のための暗号資産の管理、暗号資産デリバティブ取引については、生じ得るリスクを適切に把握し、それを踏まえ、リスクに応じた適切な登録審査・モニタリングを行っていく。

(6) 国際的に協調した対応

【昨事務年度の実績】

- ・ コロナ拡大を受けて、金融安定理事会(FSB)やその他基準設定主体においては、各国施策について迅速な情報共有が行われたほか、規制の実施時期延期など各国が足並みを揃えた対応がとられた。こうした中で、金融庁は、2019年9月に金融庁・金融国際審議官(当時)が就任したFSB規制監督上の協調(Supervisory and Regulatory Cooperation)に係る常設委員会議長としての立場も活かし、規制・監督上の対応についての各国当局と民間金融機関の意見交換のためのワークショップの議長を務めるなど、国際的な議論に貢献した。
- ・ 危機対応については、欧州当局(欧州・単一破綻処理委員会、欧州委員会、欧州中央銀行)と日本当局(金融庁、日本銀行、預金保険機構)の間でワークショップを開催(2020年2月)したほか、欧州・単一破綻処理委員会との間で銀行の破綻処理の分野での協力に係る書簡交換(2019年10月)を行う等、各国関係当局との連携を進めた。
- ・ グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の円滑な破綻処理の破綻処理準備態勢を確保するため、国際的な合意に基づき、ホスト当局としての立場から金融システムの安定に資する総損失吸収力(TLAC)規制を策定・最終化し、G-SIBsの我が国子会社のうち主要な外国証券会社に対して内部TLACの維持を求めた。

【本事務年度の作業計画】

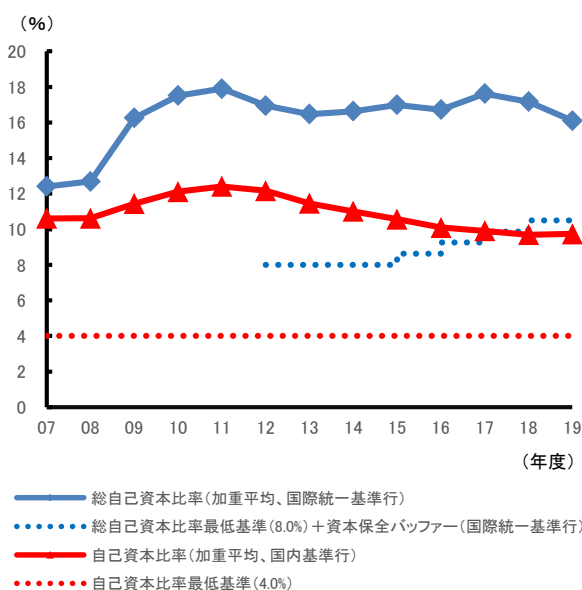
- ・ 今後の見通しの不確実性が高い中でも、世界の金融システムと実体経済をコロナによるショックから守り、ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済回復を支えるため、規制・監督上の国際的な政策対応についてリーダーシップを発揮し貢献する。具体的には、①各国の知見・教訓や施策の好事例を共有するとともに、②回復までの各段階において各国が直面する課題について、効果的な政策実施に向けた議論を行い、さらには、③各国が実施する政策対応の齟齬により混乱が起こることを回避するため国際的に協調した対応策も講じる、といった取組みを主導する。
- ・ 海外発の不測の事態にも迅速に対応できるよう、危機管理グループやワークショップの開催等の既存の連携内容の充実や新たなコミュニケーションの場の設定等を通じて、米英欧等の危機対応関係当局との関係を一層強化する。あわせて、各国の知見・教訓や施策の好事例の共有を通じて、我が国の監督・モニタリングや態勢整備に還元する。

～コラム1：新型コロナウイルス感染症の健全性への影響に係る着眼点～

足元、我が国金融システムの中心である銀行の自己資本比率は規制上の最低水準を十分上回っている(図表1)。また、不良債権比率は諸外国と比べても低位で推移しており、我が国金融システムは、総体として安定し頑健性を備えている。

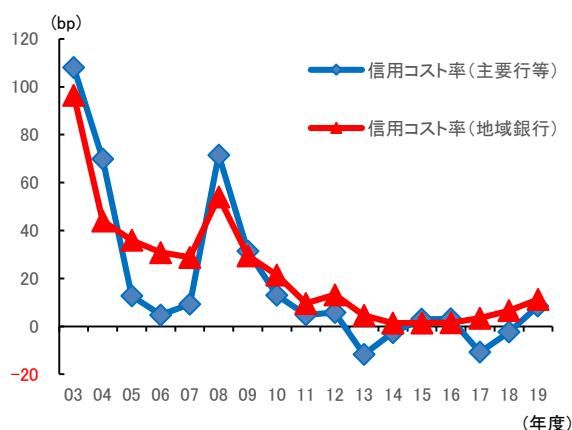
一方で、新型コロナウイルス感染症拡大により先行きの経済・市場動向の不確実性が高まる中、2020年3月期では過去数年と比較して多くの信用コストを計上した(図表2)。令和2事務年度において、金融庁は、以下のようなリスクに着目し、金融機関との対話等を行っていく。

図表1 自己資本比率の推移



(注) 銀行単体ベースで算出。
(資料) 金融庁

図表2 信用コスト率の推移



(注1) 2018年度はスルガ銀行を除いている。また、期中合併における非存続金融機関の計数は含まれない。
(注2) 信用コスト率=信用コスト/貸出金平残
(注3) 信用コスト=(一般貸倒引当金繰入額+個別貸倒引当金繰入額+特定海外債権引当勘定繰入額+貸出金償却)-(貸倒引当金戻入益+償却債権取立益)
(資料) 金融庁

(1) 与信費用の増加リスク

国内の与信については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けるセクター及びこうしたセクターに対する金融機関のエクスポージャーを把握する。その上で、コロナ禍の影響による大口の債務者や特定のセクターに属する幅広い債務者の業況悪化、といったリスクが顕在化した際の金融機関の財務への影響について分析し、金融機関との対話を行っていく。

また、引き続き増加傾向を維持している海外の与信についても、我が国金融機関がリスクテイクを拡大してきたセクター・国を中心に、新型コロナウイルス感染症拡大が金融機関の財務に与える影響を分析し、必要な対話を行っていく(図表3)。

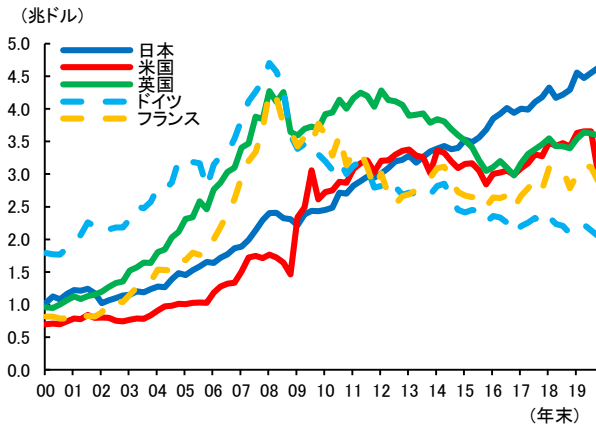
(2) 海外クレジット投資に係るリスク

一部の大手金融機関において、近年 CLO を含む海外クレジット市場への投資の拡大が見られることを踏まえ、内外の市場動向を注視しつつ、市場変動時にも金融機関の健全性が維持されるよう、引き続き金融機関のリスク管理態勢の高度化に向けた対話を行っていく(図表4、5)。

(3) 外貨資金調達に係る流動性リスク

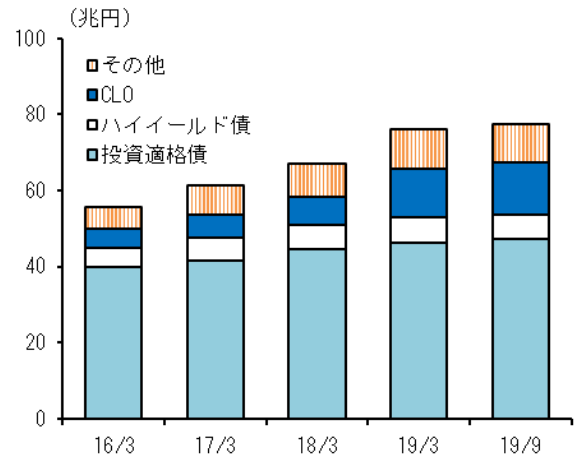
我が国金融機関の外貨調達は市場性調達に一定程度依存しており、市場の急変に対して脆弱性を有している。急激な市場変動時においても対応できるよう、金融機関の外貨流動性リスク管理の高度化について対話を行っていく(図表6)。

図表3 海外向け与信残高の推移



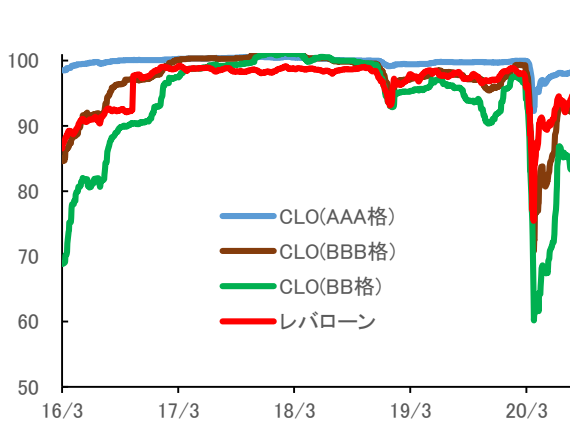
(資料)BIS より、金融庁作成

図表4 大手行の海外クレジット投資残高の推移



(資料)日本銀行・金融庁

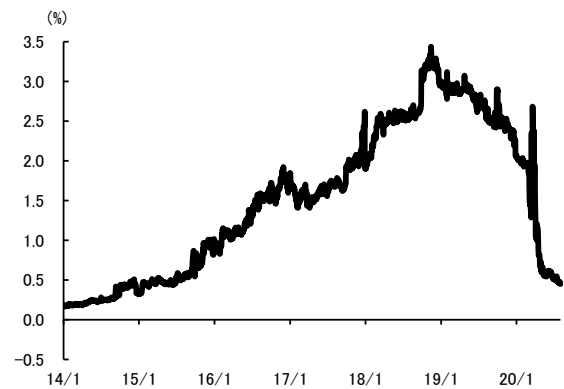
図表5 CLO・レバローン価格



(注)直近は2020年7月末

(資料)Bloomberg より、金融庁作成

図表6 市場における米ドル調達コスト



(注1)ドル調達コスト=3か月米LIBOR-3か月円LIBOR
-ドル円ベース

(注2)直近は2020年7月末

(資料)Bloomberg より、金融庁作成

～コラム2: 地域銀行の経営状況～

地域銀行を取り巻く環境は、低金利環境の継続や人口減少、高齢化の進展等により年々厳しさを増している。こうした中でも、地域銀行が安定した収益や将来にわたる健全性を確保し、地域において金融仲介機能を十分に発揮していくことが重要だ。金融庁は、経済・金融市場の動向を注視し、潜在的な金融システムへのリスクを早め早めに分析・特定した上で、引き続き金融システムの安定の確保に向けて適切な対応を行っていく。

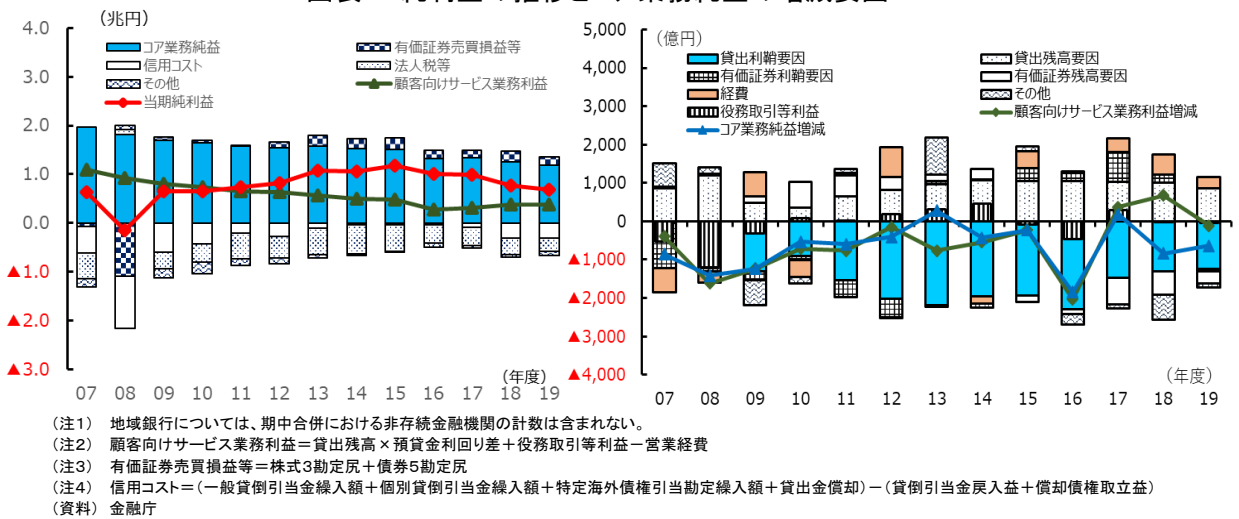
決算の状況を見ると、基礎的な収益力を示すコア業務純益が趨勢的に減少する中、当期純利益は、2015年度までは信用コストの低下や有価証券売買等損益の増加から増益となっていたが、その後は信用コストが増加に転じたことなどから4期連続の減益となった。

損失吸収力となる自己資本比率は、最低所要自己資本比率を十分に上回って推移している。

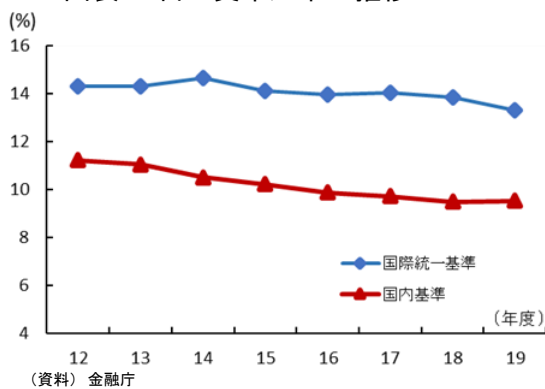
資産については、貸出金は趨勢的に増加する一方、有価証券は内国債償還後の運用難から2014年度をピークに減少傾向にある。

なお、足元では新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、積極的な事業者支援等を行った結果、貸出金は大幅に増加している(2020年6月末の国内店貸出は前年同月比約15兆円増加の284兆円(同5.5%増))。

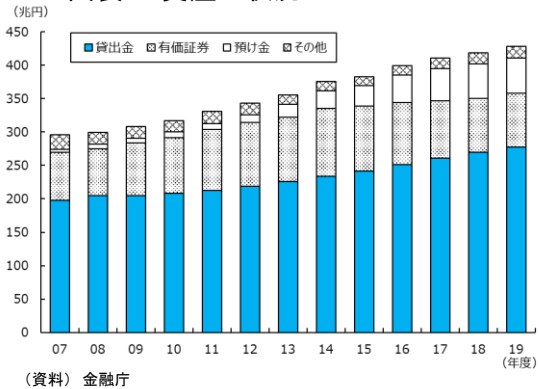
図表1 純利益の推移とコア業務純益の増減要因



図表2 自己資本比率の推移



図表3 資産の状況



～コラム3：金融仲介機能の発揮に向けた取組み～

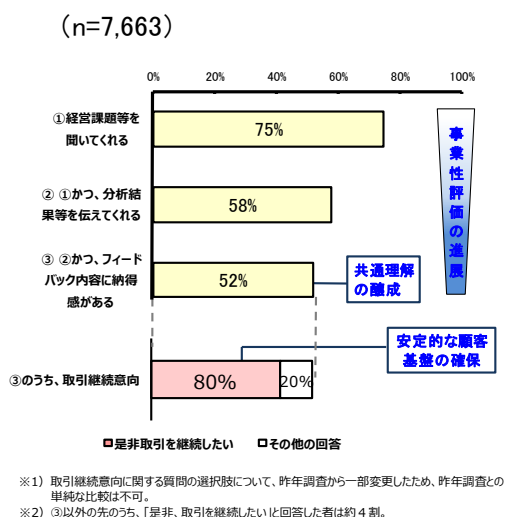
地域金融機関が持続可能な収益性や将来にわたる健全性を確保するには、顧客企業を継続的に支援し価値向上を図ることで、「共通価値の創造」を実現することが求められる。また、これは、地域で相互に繋がる様々なステークホルダーがそれぞれ求められる役割を果たし、地域経済が持続的に成長する「地域経済エコシステムの形成」において不可欠な要素だ。

(※)企業、住民、地域金融機関のほか地方自治体、各種支援機関、信用保証協会、市民団体等

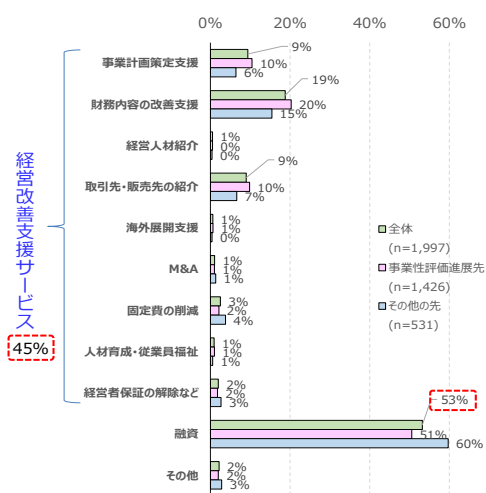
地域金融機関が顧客企業との「共通価値の創造」を実現するに当たり、カネだけでなく、ヒトモノ情報の仲介による貢献が期待されている。このため、金融庁でも、規制緩和や検査・監督の見直しなどの必要な改革を進めてきた。コロナ後の経済回復のためにも、このような企業支援は不可欠だ。

実際、地域金融機関は、これまでも顧客企業の事業性を踏まえた取引や融資以外の支援に取り組んできており、企業からの支持も窺える。2019年度の企業アンケート調査では、自社の経営課題について金融機関が納得感のある分析や対応を行っているという回答した企業(事業性評価進展先)が約半数に上り、そのうち8割の顧客が金融機関との取引を継続する意向だった(図表1)。また、顧客企業の損益への直接的な効果の点で、経営改善支援サービス(45%)は、融資サービス(53%)に劣らず貢献するとの結果も出た(図表2)。金融機関が事業者のニーズを的確に把握し、これに合致した経営改善支援等に取り組む、顧客企業の価値向上に貢献することが、金融機関自身の持続可能な収益性や将来にわたる健全性の確保にもつながっていくことが期待される。

図表1 事業性評価の進展状況と共通理解の醸成



図表2 損益への直接的な効果



また、地域金融機関が企業支援を果たしていく上で、現場で企業支援を担う人材の育成・能力向上が、より一層重要だ。こうした人材育成を後押しするため、政府でも、地域金融機関の職員が、地域や組織の壁を越え、ノウハウや有識者とのリレーションなどを共有し助け合える環境の整備に取り組んでいく。

地域金融機関と対話を行う上で、金融庁が地域経済エコシステムの状況を把握することも必要となる。このため、必要に応じて地域に足を運び、地域のステークホルダーの状況等に関する定性情報の収集や、企業支援の関係者とのネットワークの形成に取り組んできた(地域金融生産性向上支援室)。また、有志からなる地域課題解決支援チームでは、「ちいきん会」(官・金が交流する有志の集まり)等のネットワークを通じて、地域の実情や課題を伺い、国・地方、官・金の関係者との対話(ダイアログ)を重ね、共に課題解決のための施策に取り組んでいる。地域課題解決支援チームのネットワークや活動も、金融庁として、地域経済エコシステムについての理解を深める上で重要な役割を果たしている。

なお、以上を含めた具体的な取組み内容は、後日、「令和2事務年度 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」としてとりまとめた上で、公表する。

【コロナ後の新しい社会を築く】

(1) 新たな事業に取り組むリスクを経済の中で適切に分担し規律できるシステムの構築

以下の各項目を参照。

(2) コロナ後の顧客ニーズに応える金融サービスづくり

① 金融デジタルイノベーション

(ア) デジタル・イノベーションの支援

【昨事務年度の実績】

- ・ FinTech Innovation Hub (FIH) が 2019 年9月に公表した「多様なフィンテックステークホルダーとの対話から見えた 10 の主要な発見」を踏まえ、「AI・データ活用」、「ブロックチェーン」、「API」、「ビジネス革新」の4分野を重点的にヒアリングするなど、情報収集・支援機能を強化した。
- ・ FinTech サポートデスクでは、令和元事務年度においては 254 件(2020 年6月末時点)の相談を受け付け、平均回答日数5営業日以内を維持するなど、引き続き、フィンテックをはじめとした新規事業実施の支援に取り組んだ。
- ・ FinTech 実証実験ハブでは、前例のない実証実験を行おうとする複数の事業者からの相談に対応し、新たに3件の支援決定をするとともに、法令解釈に係る実務上の課題等について、庁内に組成した担当チームによる継続的な支援を実施した。
- ・ FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブ等の担当チームがフィンテック企業等の集積地に足を運び、フィンテックを用いた事業の実施等に係る出張相談を2回実施した。
- ・ 2019 年6月に開催した「G20 技術革新にかかるハイレベルセミナー」での議論等も踏まえ、ブロックチェーン技術等を活用した分散型金融システムのガバナンスのあり方について、多様なステークホルダーによる議論への参画を促し、「Blockchain Global Governance Conference (BG2C)」の特別オンラインパネル討論を 2020 年3月に開催した。その中で、ブロックチェーンに関する新しい国際ネットワークである「Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)」の設立が発表され、金融庁もステークホルダーの一員として参加した。また、ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクトのリサーチペーパーを 2020 年6月に公表し、国際的な議論の喚起を図った。
- ・ 2019 年9月に「フィンテック・サミット 2019」を開催し、海外の金融当局や技術者、研究者を交えて、金融分野の技術革新に係る先進的な論点について議論を行った。開催に当たっては、第一線で活躍する登壇者を招聘し、国際的なプレゼンス・発信力を強化した。

【本事務年度の方針】

- ・ オンライン面談や FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブ等を通じて、金融機関を含む事業者がより利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう、支援に注力する。
- ・ 金融庁や国際標準策定に貢献する団体や企業の専門家、技術者等の多様なステークホルダーから構成されるコンソーシアム型会議体を設置するなど、多様なステークホルダーと協力して、セキュリティや革新的技術の活用等に関する課題について、その解決に向けた検討を行う。
- ・ デジタルアイデンティティの関心が高まる中、分散型技術の金融システムへの応用について、BGIN の活動やブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクトを通じて国内外の議論を主導する。

(イ) デジタル・イノベーションを支える環境整備

● 金融サービス仲介業

【昨事務年度の実績】

- 1つの登録で銀行・証券・保険全ての分野の金融サービスの仲介ができる「金融サービス仲介業」の創設を盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」を国会に提出し、2020年6月に成立した。

【本事務年度の作業計画】

- 2020年6月に成立した「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に向けて、政令・内閣府令や監督指針の策定、効率的な登録審査体制の確立等に取り組む。

● キャッシュレス化の進展等に向けた資金決済システムの高度化・効率化

【昨事務年度の実績】

- 資金決済システムの高度化・効率化に向けて、全銀ネットは2020年5月に「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」を設置した。金融庁は第1回から、メンバーとして参画した。
- 100万円超の高額送金を取扱可能な資金移動業の新しいタイプの創設などを盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」を国会に提出し、2020年6月に成立した。

【本事務年度の作業計画】

- 長く見直しが行われてこなかった銀行間手数料について、全国的な決済ネットワークを安定的かつ効率的に運営する観点から、全銀ネットが定める仕組みに統一する。その上で、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映した合理的水準への引下げに向けて、必要な対応を行う。また、全銀システムの運営主体である全銀ネットのガバナンスや透明性の向上を図る。
- 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」の中で、多頻度小口決済を想定した新たな決済システムの構築や、預金取扱金融機関に限定されている全銀システムの参加資格の拡大について検討を進める。
- 利用者利便の向上を図る観点から、多数の事業者が林立しているとの指摘のある少額決済サービスについて、銀行系スマホ決済などの事業者間の相互運用性確保に向けた取組みを促進する。また、振込金額の多寡にかかわらず振込1件ごとに手数料が発生する料金体系について、利用頻度にかかわらず定額で手数料を支払う仕組みも設けるなど、料金体系の多様化を促す。

● 決済インフラの将来的なあり方に関する対応

【昨事務年度の実績】

- 暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応として、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」に関しては、G7として、「規制・政策上の懸念・課題は、サービス開始前に対処される必要がある」との見解を2019年7月に公表した。また、同年10月に作業部会より、規制・政策上の懸念・課題についての最終報告書を提出した。G20として、政策及び規制上のリスクがサービス開始前に適切に対処される必要があることを同年10月に合意した。
- FSBの規制監督上の協調(Supervisory and Regulatory Cooperation)に係る常設委員会(議長:現金金融庁長官)傘下の作業部会やFATFにおけるグローバル・ステーブルコインへの規制対応等についての検討に貢献した。また、国内でも、金融庁・財務省・日本銀行による「ステーブルコイン等に関する三当局連絡会」を3回開催した。

- また、ステーブルコインとともに 2020 年2月に G20 からタスクアウトされた課題として、FSB 等において「クロスボーダー決済プロセス改善」についての取組みも開始された。同年4月、クロスボーダー送金の現状把握と課題の特定を行った G20 向け第一次報告書「クロスボーダー送金の改善」が、さらに、同年7月 G20 向け第二次報告書「クロスボーダー送金の改善：グローバル・ロードマップの構成要素」が、G20 財務大臣・中央銀行総裁会合に報告された。第二次報告書では、19 の課題エリアが特定され、FSB では、ロードマップの策定等引き続き作業を行い、同年 10 月の G20 への経過報告を行うことを予定している。

【本事務年度の作業計画】

- 「クロスボーダー決済プロセス改善」について、FSB 等における国際的な議論に貢献していくとともに、そうした議論を踏まえつつ、国内についても関係者と議論を深めていく。

● 中央銀行デジタル通貨

【本事務年度の作業計画】

- 財務省とも連携しつつ、日本銀行の検討に貢献する。

● 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し

【昨事務年度の実績】

- 金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続きについて、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を 2020 年6月に設け、各種手続きの電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を開始した。

【本事務年度の作業計画】

- 令和元事務年度に引き続き「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」において、各種手続きの電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を進め、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進する。

(ウ) デジタル技術を活用した顧客課題の解決と顧客体験の不断の向上

【昨事務年度の実績】

- 金融機関による適正なデータ利活用を促進する観点から、2020 年3月に「主要行等向けの総合的な監督指針」等を横断的に改正し、個人データの第三者提供に係る監督上の着眼点を明確化した。
- 金融機関における IT の戦略的活用の推進に向け、地域銀行における IT ガバナンスの先行事例や共同センターのコスト構造等の実態を把握し、金融機関やコンサルタント等の有識者と地域銀行の課題や今後のモニタリングの方向性について対話を行った。対話を通じて得られた有益な気付き等や実態把握の結果については、レポート及び事例集として 2020 年6月に公表した。
- 金融機関による基幹系システムの効率化・高度化の取組みを後押しするため、IT ガバナンスやリスク管理、法令解釈等に関する助言を行う「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を 2020 年3月に新設し、2件の支援決定を行った。

【本事務年度の作業計画】

- デジタル技術の活用により、新たな形で顧客課題の解決を図るサービスを提供し、顧客体験の向上に不断に取り組むことでサービスを進化させ、顧客獲得につなげていくことができるような IT ガバナンスの発揮について、金融機関を含む事業者と深度ある対話を行う。
- 金融デジタルライゼーションのあるべき水準を踏まえつつ、令和元事務年度に対話を行った一部業態については、経営戦略に沿って機動的に対応できる IT システムの実現といった課題

について深度ある対話を実施する。一方で、それ以外の業態でもアンケートと対話を実施するとともに、コンサルタント等の有識者と意見交換を継続し、有益な事例等を整理して事例集に反映する。

- ・ 次世代システム等への移行を含む、難易度の高い大規模システム開発プロジェクトに取り組む金融機関について、プロジェクト管理態勢の適切性を初期段階からきめ細やかにモニタリングするとともに、次世代を担うIT・デジタル人材の戦略的な確保・育成について議論する。
- ・ 令和元事務年度の対話の中で明らかになった地域銀行の共同センターに関する課題を踏まえ、基幹系システムのスイッチングコスト低減の可能性等について、庁内外の関係者での議論・研究を進める。
- ・ 金融機関におけるITシステムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを活用し、基幹系システムに係る先進的な取組みを後押ししていく。
- ・ 金融サービスの好循環を創出するため、金融機関を含む事業者に対して、「金融サービス仲介業」等の活用も念頭に置いたFIH等による総合的な支援を行う。

② 利用者目線に立った金融サービス

(ア) 顧客本位の業務運営

【昨事務年度の実績】

- ・ 「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者に関して、事業者名とそれぞれの取組方針や取組成果の公表状況を、金融庁ウェブサイト上で公表してきたが、実効性をより高めるため、同原則を採択しているのみの事業者は公表せず、取組成果も公表している事業者のみを公表するように変更した。
- ・ 投資信託等の主要な販売会社(主要行等10行、地域銀行26行及び証券会社13社)における顧客本位の業務運営に向けた取組みについてモニタリングを行い、上記の取組成果等の公表状況と併せ、2020年7月に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」として公表した。
- ・ 金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、これまでの進捗を検証するとともに海外の規制動向も参考にしつつ、新たな方策などについて検討を行い、2020年8月に「市場ワーキング・グループ報告書」を公表した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 金融審議会「市場ワーキング・グループ報告書」の内容やモニタリング結果を踏まえて、以下の取組み等を通じて、顧客本位の業務運営の更なる進展を目指す。
 - 「重要情報シート」の活用促進により、顧客が金融事業者や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため、金融事業者や業界との対話を進めていく。また、金融事業者の取組方針や取組状況の比較可能性の向上に向け、金融庁における公表のあり方を検討するほか、好事例・不芳事例の分析結果の公表など、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う。
 - 顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置づけや、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための手数料体系を含めた中長期的なビジネスモデルのあり方やそれを支える営業支援インフラの充実等の体制構築などに関して、デジタル化の進展やコロナ禍の影響も踏まえながら、深度あるモニタリングや対話を行う。また、金融事業者における顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提供や商品提供後の適切なフォローアップ、商品組成会社が想定する顧客層の説明などに関する取組状況を確認する。さらに、業績評価体系、商品提案プロセス、外貨建保険販売の改善状況等についても、継続的にモニタリングを実施していく。
 - 顧客の資産運用に関する認識、金融機関や金融商品の選択基準、必要としているサ

ービス内容、金融庁施策に関する認識等を把握するため、顧客目線に立った顧客意識調査を実施する。また、その結果を分析・公表するとともに、金融庁における金融機関に対するモニタリング・対話や「見える化」に関する具体的な取組みに反映させていく。

- 合理的な根拠を欠く高頻度の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させるような行為等が適合性の原則や誠実公正義務に違反することを監督指針において明確にし、検査・監督を通じて、そうした不適切な販売を抑制していく。
- 金融経済教育等の取組みと連携して、金融事業者において金融商品販売についての取組みが大きく異なっており、複数の金融事業者を比較して選択することが重要であるといった点について、資産形成層を中心に幅広く訴求することを意識したイベント等を有識者と連携しつつ開催し、顧客の意識・行動の変化に繋げていく。

コラム4:金融事業者の顧客本位の業務運営に関する取組状況

コラム5:金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—

(イ) 金融経済教育

● 学校教育関連の取組み

【昨事務年度の実績】

- ・ 各地の学校での出張授業、教員向け研修会や大学の教員養成課程の講義、高校での研究授業などに金融庁・財務局職員を講師として派遣し、資産形成やキャッシュレス化の観点を盛り込んだ金融経済教育について講演や授業等を行った。
- ・ 一般投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガーや有識者と投資初心者等との意見交換の場(つみたて NISA Meetup)について、学校教員向けにも開催し、意見交換を行うなど、金融リテラシーや資産形成の意義についての理解を深めてもらうための機会を提供した。
- ・ 各地での出張授業などから得られた教育現場のニーズも踏まえ、効果的に金融経済教育を行うための教材として、資産形成についてのワークショップ形式の授業を可能とする教材を開発し、出張授業で試行的に使用し、改善を図った。また、教育関係者と連携して教育現場で使いやすい副教材について検討を行った。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大後は、多くの出張授業が中止となったものの、一部の大学においてはオンライン授業を実施し、オンライン授業を行う際の知見を得た。また、金融経済教育を「面」的に展開するために、金融広報中央委員会をはじめとする関係者との連携強化に向けて働きかけた。

【本事務年度の作業計画】

学校教育現場において、デジタルコンテンツの提供やオンライン形式での授業・セミナーを中心として金融リテラシー向上に努める。

- ・ 成年年齢の引下げや、中学校・高校における新学習指導要領の導入を見据え、学校教育現場における金融経済教育を支援するため、ICTを活用したオンライン授業、学校教員向けのオンライン研修の実施、より効果的に金融知識を学ぶことのできる副教材の作成等に取り組む。
- ・ 資産形成や金融リテラシーに関心を持つきっかけとなるよう、有益な動画コンテンツを作成する。

● 社会人・家庭を対象とした取組み

【昨事務年度の実績】

- ・ 現役世代にとって身近な場である職場に着目し、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、

金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体向けつみたて NISA セミナーを行った。また、職場セミナーの民間企業での幅広い実施に向けて、経済団体・業界団体を通じ、働きかけを行った。

- ・ つみたて NISA Meetup について、コロナ禍の影響により、オンラインで試行的に実施し、その模様を金融庁ウェブサイトで公表した。また、金融経済教育や資産形成について、これまでの成果や今後の課題を議論し、広く発信することを目的とするシンポジウムを 2020 年6月にオンラインで開催し、その模様を動画で金融庁ウェブサイトに掲載した。
- ・ つみたて NISA についてのビデオクリップを活用し、主に若年層を対象としたプロモーションを展開したほか、個人ブロガーと金融庁職員による投資初心者向けの対談企画を金融庁ウェブサイトに掲載した。
- ・ 金融サービス利用者が商品購入時に参考とできるようなポイントを策定するため、個人投資家とオンラインで意見交換を実施し、その模様を金融庁ウェブサイトに掲載したほか、上記のシンポジウムにおいて有識者と議論を行い、これらの意見も踏まえて検討を行った。

【本事務年度の作業計画】

社会人・家庭に向けた金融経済教育において、デジタルコンテンツの提供やオンライン形式での授業・セミナーを中心として金融リテラシー向上に努める。

- ・ つみたて NISA Meetup について、より幅広い層にアプローチするため、オンライン開催で継続的に実施していく。
- ・ NISA 制度の延長も踏まえ、NISA 特設ウェブサイトの改修及びコンテンツの充実に取り組むほか、SNS を通じた情報発信を行い、つみたて NISA の普及を図る。
- ・ 現役世代にとって身近な場である職場を通じて、つみたて NISA や資産形成に関する情報提供が広く行われるよう、地方公共団体・経済団体に対して、職場における情報提供の実施に向けて働きかけていく。
- ・ 金融サービス利用者が自らのニーズに応じた金融商品を適切に選択できるよう、投資初心者やつみたて NISA 利用者で他の商品の購入を検討している人が、金融商品の購入に当たって考慮すべきポイントを策定する。

コラム6：NISA の普及状況

(ウ) 多様な利用者ニーズへの対応と利便性・安心感の確保

● 高齢者等への対応

【昨事務年度の実績】

- ・ 業界団体との意見交換会において、後見制度支援預金の導入や認知症サポーターの養成、不測の事態における預貯金の払出しなど顧客の事情に配慮した対応、認知症に関する金融・保険商品やサービスの開発・普及に向けた積極的な取組みを要請した。
- ・ また、後見制度支援預貯金の導入状況に係るアンケート調査を実施したほか、預貯金者の不測の事態における預貯金の払出しに係る金融機関の対応状況について実態調査を実施した。
- ・ 金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、超高齢社会における金融業務のあり方について検討を行い、2020 年8月に「市場ワーキング・グループ報告書」を公表した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 2020 年8月に公表された金融審議会「市場ワーキング・グループ報告書」を踏まえ、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務のあり方について、業界団体の指針策定等の支援を行う。具体的には、認知判断能力が低下した顧客の支援を目的とした金融機関と福祉関係機関等との連携強化、その際の個人情報保護法との関係、認知判

断能力が低下した顧客本人や家族等による金融取引のあり方、その他業界の好事例の集約・還元や指針策定が期待されるものについて、業界の取組みを支援していく。

- ・ 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預金の導入を引き続き促していく。また、認知症サポーターの養成、高齢者や認知症の人に対応した創意工夫ある金融商品・サービスの開発・普及に向け、各金融機関の取組みを後押しする。
- ・ 預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理や好事例の収集等を検討すべく、業界との対話を行う。

● 障がい者の利便性向上

【昨事務年度の実績】

- ・ 障がい者団体との意見交換を実施し、例えば応対時に代筆等に係る内規の確認で時間を要した等、利用者の具体的な声を把握した上で、こうした事例を業界団体との意見交換会の中で紹介したほか、障がい者が金融サービスを利用する際に支障となっている事例等を金融機関へ共有した。主要行の障がい者対応に係る取組状況について、ヒアリングを通じた実態把握を行った。
- ・ これらを通じて、障がい者の利便性向上に向けた金融機関の取組みを促した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 障がい者がより安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、施設等の整備、研修等を通じた現場職員への浸透の徹底、各金融機関の店頭やウェブサイト等でのサービスの提供内容の表示・周知等を促す。
- ・ 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」の開催を通じ、引き続き障がい者の利便性向上に向けた取組みに関する議論を深めていく。
- ・ 2020年6月に成立した「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」を踏まえ、聴覚障がい者等の利便性向上を図る観点から、公共インフラである電話リレーサービスの活用を促していく。

● 外国人への対応

【昨事務年度の実績】

- ・ 外国人の口座開設の円滑化が一層徹底されるよう、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及び外国人の受入れ先向けのパンフレットを地方出入国在留管理官署や地方自治体等を通じて配布した。
- ・ 預金取扱金融機関に対し、外国人顧客対応の一層の充実に向けた口座開設手続き等に関する取組状況について、アンケート調査を実施した。
- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の観点から、立入検査を含めたモニタリングにおいて、一定期間居住する外国人(留学生や技能実習生等)に対する在留期限管理等の顧客管理態勢を把握した。また、モニタリングで把握した金融機関の外国人に関する管理態勢における課題を金融機関に還元した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 外国人の口座開設等の金融サービスの利便性の一層の向上が図られるよう、金融機関や外国人受入れ企業等に対する周知活動を実施するとともに、各金融機関の優良な取組事例を公表する。
- ・ やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットにおいて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認、郵送による取引現況の確認等の必要性及び趣旨に係る記述を拡充し、外国人や受入れ先の理解の

醸成を図る。

- ・引き続き、金融機関が外国人顧客に対する顧客管理を適切に実施しているかを確認していく。

● 多重債務問題への取組み

【昨事務年度の実績】

- ・ 多重債務相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報活動を行った。また、ギャンブル等依存症対策の観点にも留意し、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を進めた。
- ・ SNS 個人間融資について、広く一般への注意喚起に加え、Twitter 上での悪質な書込みに対し、金融庁のアカウントから直接返信することにより、個別にも注意喚起を実施した。
- ・ 給与ファクタリングについて、これを業として行うものは貸金業に該当する旨を 2020 年3月に公表し、広く一般への注意喚起を行うとともに、無登録業者の広告等について、SNS 事業者やプラットフォームに対し削除を要請した。また、事業者向けファクタリングについて、引き続き事業者に対し偽装ファクタリングへの注意喚起を行ったほか、高額な手数料を支払った結果、かえって資金繰りが悪化することのないよう、事業者に対し注意喚起を行った。
- ・ 2022 年4月の成年年齢の引下げに関し、当局による検査・監督や日本貸金業協会の監査を通じて、特に若年者への貸付けについて貸金業者が貸金業法を遵守しているか確認した。また、多重債務防止に向けた貸金業者による自主的な取組みの状況を把握した。
- ・ 銀行カードローンについては、2019 年9月、各行における業務運営の改善状況に係るフォローアップ調査結果を公表した。融資実行後の途上管理等において、取組みが十分に進んでいない銀行には、個別に対応を促した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響を注視しつつ、引き続き、多重債務対策に取り組む。
- ・ 具体的には、新型コロナウイルス感染症等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引(SNS 個人間融資、ファクタリング等)について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組みを更に推進する。
- ・ 成年年齢の引下げに向け、当局による検査・監督や日本貸金業協会の監査を通じて、特に若年者への貸付けについて貸金業法の遵守状況を確認する。あわせて、多重債務防止に向けた貸金業者による自主的な取組みを把握・推進する。
- ・ 銀行カードローンの業務運営について、融資実行後の途上管理等、取組みが十分に進んでいない銀行に対して、引き続き、個別に対応を促していく。

● 不正利用・金融トラブルへの対応

【昨事務年度の実績】

- ・ 関係省庁と連携し、令和元年東日本台風の発生やコロナ禍等の社会不安に乗じた振り込め詐欺被害や、キャッシュカード窃取による被害を防止するため、金融庁ウェブサイトにおいて、最新の手口も踏まえた注意喚起を行った。預金取扱金融機関に対しては、これらの被害の未然防止策の更なる実施を促した。
- ・ 財務局とともに、振り込め詐欺等の犯罪で不正利用されているとの情報提供があった預金口座を、関連する預金取扱金融機関に情報提供した。
- ・ フィッシング詐欺事案が多発したことを踏まえ、2019 年 11 月、12 月の 2 回にわたり、金融庁ウェブサイトにおいて主な手口や対策を公表し、広く注意喚起を行った。また、業界団体との意見交換会において、預金取扱金融機関に対し、インターネットバンキングに係るセキュリティ対策の有効性を確認するよう要請する等、フィッシング詐欺被害の発生防止に向けた対応を促した。

- ・ 無登録業者に対して、速やかに警告書を発出し、その旨を公表するとともに、Twitter を利用して無登録業者に関する注意喚起情報を広く周知するなど、投資者に対して注意喚起を行った。また、投資商品に係る悪質・詐欺的な勧誘事実について、警察当局や消費者庁等の関係機関と定期的に情報交換を行うなど連携を行った（令和元事務年度の警告書発出件数は 49 件）。
- ・ USB 等の高額な情報商材が推奨する取引先としてバイナリーオプションを行う海外の無登録業者が利用されていたことを踏まえ、注意喚起のためのリーフレットを作成し、金融庁ウェブサイトへの掲載や全国の高等専門学校、短期大学及び大学への配布等により注意喚起を行った。
- ・ 無登録業者等に対する調査結果に基づき、金融商品取引法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への違反行為の禁止・停止命令の発出を求める申立てを行った（令和元事務年度の申立実施件数は 3 件）。
- ・ 「金融トラブル連絡調整協議会」において、指定機関におけるオンラインの活用など、指定機関へのアクセス・利活用を向上させる取組みを議論した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、被害の迅速な回復のため、「振り込め詐欺救済法」に沿った被害者救済対応を的確に行っているか確認する。
- ・ 警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組みを、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者にも促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。
- ・ 引き続き、無登録業者に対する照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行うとともに、関係機関との連携を強化し詐欺的被害等に対応する。海外の無登録業者については、必要に応じて、海外当局との情報共有を行う。また、無登録で金融商品取引を行っている疑いがある業者等に対しても問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行う。くわえて、無登録業者や無登録業者との取引について、SNS 等も活用しつつ、投資者に広く周知及び注意喚起を行う。
- ・ 「金融トラブル連絡調整協議会」の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、指定機関の業務運営態勢の深化を促す。「ODR 活性化検討会」における取りまとめも踏まえ、指定機関におけるオンラインの活用など利用者利便に一層資する取組みを促す。

③ 新たなリスクに対する備え

(ア) サイバー攻撃対応

【昨事務年度の実績】

- ・ 地域金融機関に対しては、2019 年 9 月、サイバー対策の実効性向上に向けて、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に関する要請を行い、脆弱性診断やサイバー演習等の活用を促進した。
- ・ 大手金融機関に対しては、グローバルな動向を念頭に、定期的な対話を通じて、グループ・グローバルの一元的な管理態勢の更なる高度化や「脅威ベースのペネトレーションテスト」(TLPT)の活用を促進した。
- ・ 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」に向けた大規模インシデントの発生に備え、金融庁主催による 4 回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall IV)を 2019 年 10 月に実施し、金融分野のインシデント対応能力強化を図った。くわえて、大

規模インシデント発生時の官民情報連携を目的とした「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」において、連携手順書を整備し、演習等を通じて関係者でインシデント対応の連携態勢の確認を行った。

- ・ 上記の取組みについては、レポートとして2020年6月に公表した。
- ・ G7やG20といった国際的な場でもサイバーセキュリティ確保に向けた取組みを進めた。サウジアラビア議長下のG20の成果物として公表される、FSBでのサイバーインシデント発生時の初動と回復に資するプラクティス集の作成に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 金融機関におけるテレワークの活用等が進む中、こうした環境変化に伴うサイバーセキュリティを含む新たなシステム上のリスクについて、積極的に情報収集を行い、必要に応じ注意喚起を行う。
- ・ 地域金融機関に対して、各協会とも連携し、脆弱性診断等の実効性向上への取組みの定着を図るとともに、サイバーセキュリティ対策の取組みに進展が見られる先との意見交換を通じて、プラクティスを収集し、好事例を還元することにより、より一層の取組みを促す。大手金融機関に対しては、定期的な対話を通じて、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やTLPTの実効性向上を促す。
- ・ サイバー演習について、引き続き、インシデント対応能力の底上げを重点課題として実施するほか、前回の演習で対応が概ねできていた業態については、更なる高度化に向けて、シナリオに対して組織内での深度ある議論が必要な形式を新たに取り入れて演習を実施する。
- ・ 2019年6月に実施した、大規模なサイバーインシデントの発生を想定したG7での合同演習を踏まえた事後対応(G7当局間の連携手順の改善等)などの国際的議論に積極的に貢献する。

コラム7:金融分野のサイバーセキュリティレポート

(イ) 家計・企業を新たなリスクから守る保険サービス

【昨事務年度の実績】

- ・ 大規模自然災害発生時における適切かつ迅速な保険金支払に向けた要員確保策や業務効率化に関する各社の取組状況のモニタリングを行った。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止や顧客保護の観点から、保険会社に対して、保険契約者との対面による手続きが困難な場合であっても保険契約の円滑な継続等に支障を来たさないよう対応することや、新型コロナウイルス感染症にかかる保険約款の解釈・適用において柔軟な対応をとること、商品上の必要な措置を講じることなどを要請し、その対応状況のモニタリングを行った。各社においては、契約手続きや保険料払い込みの猶予や、非対面による手続きの拡大等の対応が行われるとともに、商品面において、臨時施設や自宅での療養であっても「入院」とみなし保険金の支払対象とする対応や、一部の保険商品において新型コロナウイルス感染症を遡及して補償対象とする等の対応が行われた。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 自然災害の多発・激甚化への対応について、被災者の経済的復旧のために損害査定や保険金支払を適正かつ迅速に行う工夫等の運営上の論点も含め、大規模自然災害に対する備えとして保険がどのように機能すべきか対話・検討を進める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症について、契約者に寄り添った保障・補償が提供されるよう、保険会社の経営判断や財務の健全性を踏まえつつ、対話を通じて検討を促す。

④ サステナブル・ファイナンス(気候変動等)

【昨事務年度の実績】

- ・ 2020年1月に、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたコーポレートガバナンス改革や地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けたパッケージ策等、金融庁が取り組んでいる施策をSDGsの観点から整理した「金融行政とSDGs」を更新・公表した。
- ・ 2019年5月に経団連の呼びかけにより設置されたTCFDコンソーシアムにおいては、オブザーバーとして引き続きTCFD提言に沿った望ましい開示のあり方に関する議論に貢献しているほか、2019年10月に東京で初めて開催されたTCFDサミットやパリで開催されたOECDグリーンファイナンスフォーラムにおいて、我が国政府・企業の気候関連の情報開示に関する取組みについて積極的に情報発信した。
- ・ 気候関連リスクに対して強靱な金融システムを我が国のエネルギー政策とも整合的な形で構築していく観点から、気候変動リスクの管理に関する課題等について関係省庁や金融機関との対話を継続。さらに、2019年10月から気候変動リスクに関する官民勉強会を開催し、研究者や外国当局等と気候変動リスクの管理・分析手法や海外での取組み例について議論した。
- ・ サステナブル・ファイナンスに係る金融監督当局や中央銀行間の国際的なネットワークである、持続可能な保険フォーラム(SIF)や気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)に参画し、気候変動リスクに係る監督手法等についての議論に貢献している。また、2019年から国際標準化機構(ISO)のサステナブル・ファイナンスに関する専門委員会(TC322)国内委員会にも参画している。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家間の建設的な対話を促す観点から、TCFD提言に沿った開示などの民間の自主的な取組みを推進するとともに、「記述情報の開示の好事例集」の改訂に際し、気候変動を含むESGに関する開示の好事例を含めて公表する等の取組みを進めていく(「2.(3)コーポレートガバナンス改革と開示情報の充実」参照)。この際、諸外国における規制化・基準策定に向けた取組みのほか、2021年11月に開催予定の気候変動枠組み条約締約国会議(COP26)など、国際的な議論の動向等を踏まえつつ、対応方針を検討していく。
- ・ 引き続き、金融機関との間で、金融システムの安定性維持の観点から気候変動リスクの管理等に関する課題等について対話していくとともに、ESGに関する金融サービスを通じた付加価値創出への取組みについても議論する。

コラム8:ESGを巡る動き

～コラム4：金融事業者の顧客本位の業務運営に関する取組状況～

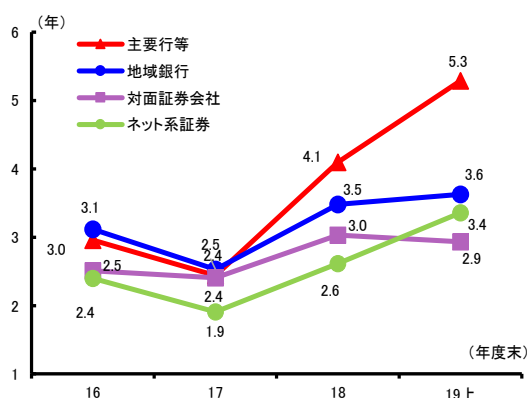
金融庁では、国民の「貯蓄」から「資産形成」への動きを促進させるため、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表し、金融事業者との対話を通じた取組みの促進や、金融事業者の取組みの「見える化」等を進めてきた。この結果、同原則を採択し、取組方針等を公表するなど、顧客本位の業務運営に取り組む金融事業者は着実に増加している。また、顧客の投資信託の平均保有期間の長期化(図表1)や積立投資信託の顧客数の割合の増加(図表2)など、回転売買に依存した金融事業者の営業姿勢に改善の兆しも見られ、金融事業者が進めてきた顧客本位の業務運営に向けた取組みの成果も徐々に現れてきている。

しかしながら、令和元事務年度のモニタリングの結果^(注)、多くの金融事業者では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を実現するための取組方針が、依然、概念的な内容に留まっている。さらに、その取組成果の公表に当たっても、顧客に対して、自社の取組みや取組成果をわかりやすく情報発信する動きは限定的となっており、例えば、顧客に対する自社の目指す方向性や将来像の表明、顧客の関心度や重要性の観点からの成果指標である KPI の見直しなどは、一部にしか見られていない。また、取組方針等で顧客本位の業務運営に取り組むと掲げているものの、営業現場に浸透しておらず、個々の商品売りから脱していない販売員が多く見られている。こうしたことから、金融事業者間の取組状況のバラツキは全体的に拡大している。くわえて、外貨建保険を優先的に販売するインセンティブを与えた結果、当該保険に偏った販売を行っている金融機関の事例も認められており、顧客本位の業務運営の定着には道半ばの状況にある。

(注)「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」(令和元事務年度)

今後、顧客本位の業務運営の更なる進展に向けて、金融審議会市場ワーキング・グループ報告書における提言(「コラム5」参照)も踏まえ、より実効性のある取組みを進めていくことが求められている。

図表1 投資信託の平均保有期間



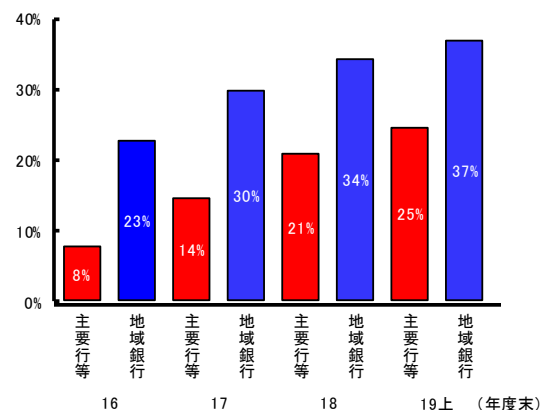
(注1) 主要行等 9 行、地域銀行 27 行(19 年度上期は経営統合により 26 行)、大手証券等 7 社、ネット証券会社は 4 社を集計

(注2) 銀行は自行販売、仲介販売の合算ベース。証券会社は自社ベース

(注3) 平均保有期間は、(前年度末残高+年度末残高) ÷ 2 ÷ (年間の解約額+償還額) で算出

(資料) 金融庁

図表2 投資信託保有顧客に占める積立投資信託を行っている顧客数の割合の推移



(注1) 主要行等 5 行、地域銀行 19 行(19 年度上期は経営統合により 18 行)を集計

(注2) 自行販売ベース

(注3) 対象は、各年度末時点で残高のある個人顧客

(資料) 金融庁

～コラム5:金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—～

顧客本位の業務運営の定着は道半ばの状況にある(「コラム4」参照)中、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた方策や超高齢社会における金融業務のあり方について検討が行われた。

(1)顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた方策の検討

「顧客本位の業務運営に関する原則」(2017年3月公表)の策定以降、同原則を採択し、取組方針等を公表するなど、顧客本位の業務運営に取り組む金融事業者は着実に増加している一方で、同原則の採択自体が目的化し、必ずしも具体的な取組みが十分伴っていない金融事業者も見受けられる。

また、金融庁が2019年に実施した顧客意識調査によると、金融庁が金融事業者に対して同「原則」の取組方針等の公表を促していることを認知していると回答した顧客は全体の3割程度、このうち、金融商品の購入に際し、同取組方針等を参考にしている顧客は2割に留まるなど、金融事業者の取組みが顧客による金融事業者の選択に繋がっているとは言い難い状況にあることが判明した。

さらに、金融商品・サービスの販売・提供に当たり、顧客の属性や意向に反する取引や顧客の利益を犠牲にして業者の利益を追求する行為などの不適切な販売事例が未だに見受けられている。

こうした現状を踏まえ、報告書においては、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムを実現していく観点から、①同原則の具体的内容の充実、②同原則の一層の浸透・定着(金融事業者の取組みの「見える化」)、③不適切な販売事例に対する監督上の対応の強化が提案された。

①「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実

金融事業者による同「原則」の実施に当たっては、各原則の趣旨を踏まえた創意工夫が求められる。しかしながら、実際には各原則の趣旨・精神を十分に咀嚼していない形式的な取組み例も見られている。そこで、同原則によって求められる具体的な取組みの内容として、

- 顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な金融商品の提案及び商品提供後の適切なフォローアップの実施
- 金融商品の組成に携わる金融事業者による想定顧客の公表
- 顧客が同種の金融商品と比較することが容易になるよう配意した資料^(注)を用いたわかりやすい情報提供

(注)金融商品を比較しやすくするため、顧客にわかりやすくリスクや手数料等の情報を提供する「重要情報シート」

を同原則に追加することが提案された。

② 同原則の一層の浸透・定着(金融事業者の取組みの「見える化」)

金融事業者の取組みが顧客による金融事業者の選択につながっているとは言い難い状況にあることなどを踏まえ、顧客がより良い取組みを行う金融事業者を選択しやすくする観点から、金融庁において、金融事業者による同「原則」の取組状況を個別の項

目毎に比較可能な形で公表することが提案された。

③ 不適切な販売事例に対する監督上の対応の強化

同原則の実践以前のレベルの問題として、不適切な販売事例が未だに見受けられる。こうした事例に対し、法規制を適切に機能させるため、監督指針を改正し、金融商品取引法上の誠実公正義務や適合性原則の内容を明確化することが提案された。

(2) 超高齢社会における金融業務のあり方に係る検討

我が国では急速に高齢化が進んでおり、将来的に誰もが自ら又は家族の認知判断能力や身体機能の低下に直面する可能性がある。金融包摂の観点からも、金融事業者においては、高齢者本人が窓口に行けないケースの対応など、高齢顧客、特に認知判断能力の低下した高齢顧客の様々な課題やニーズに対する対応を強化・改善していくことが期待されている。

報告書においては、認知判断能力が低下した顧客本人や家族等による金融取引のあり方や金融機関と福祉関係機関等との連携のあり方等について、業界団体において指針を策定していくことが提案された。

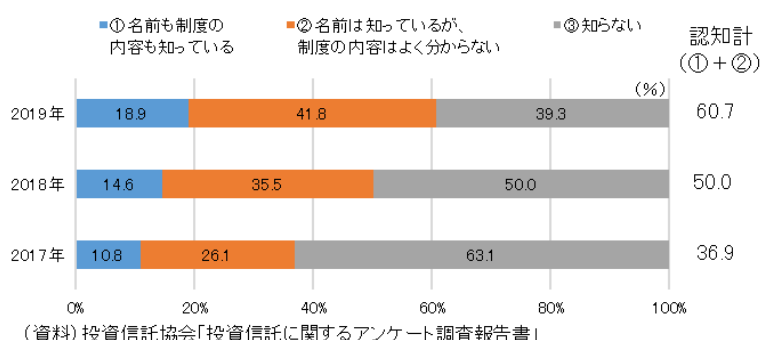
本報告書は、2020年8月に公表されたが、今後、金融庁では、本報告書の内容を踏まえ、金融事業者による顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた取組みを促していく方針である。

～コラム6：NISA の普及状況～

我が国においては、家計の金融資産の過半を現預金が占めている状況が続いており、資産の伸びも低い水準に留まっている。家計の安定的な資産形成を進める上では、長期・積立・分散投資の定着を促していくことが一つの有効な方法と考えられ、こうした家計の安定的な資産形成を税制面で後押しするため、NISA、特につみたてNISAの普及・促進に取り組んできた。

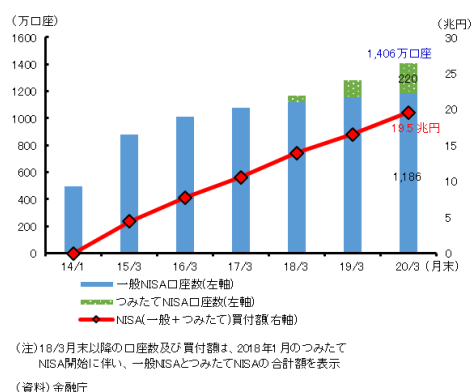
アンケート調査によると、つみたてNISAの認知率は60.7%(前年より10.7ポイント増加)、制度内容の認知率は18.9%(前回より4.3ポイント増加)となった。

図表1 アンケート調査の結果(つみたてNISAの認知率)

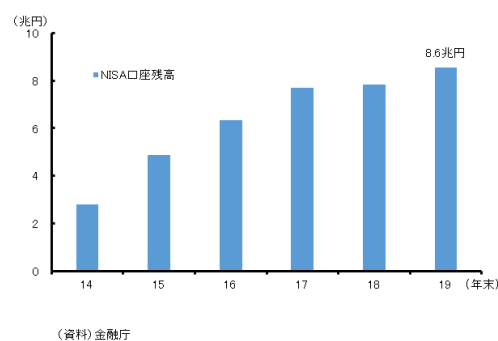


NISAの利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを併せて、口座開設数が約1,406万口座、買付額が約19.5兆円(2020年3月末時点)となっており、着実に普及が進んでいる。

図表2 NISA(一般・つみたて)口座数及び買付額の推移

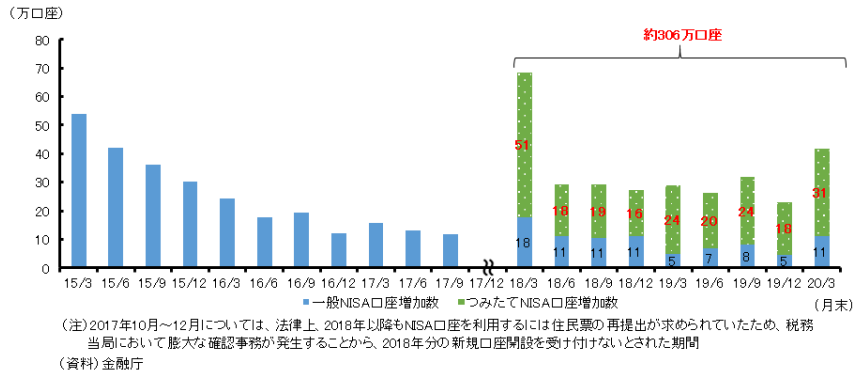


図表3 NISA口座における残高の推移



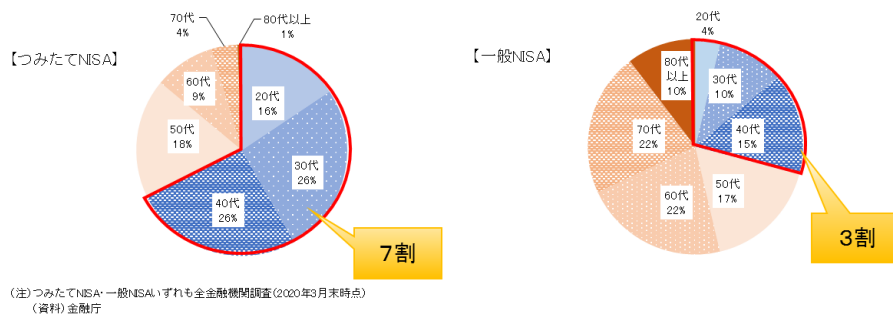
2018年1月から2020年3月末までのつみたてNISAの利用状況は、口座開設数が約220万口座、買付額が約3,733億円(2020年3月末時点)となっている。同期間の一般NISAの新規口座開設数と合わせると約306万口座であり、つみたてNISAが、NISA口座数全体の増加に大きく寄与している。

図表4 一般NISA・つみたてNISAの口座増加数の推移



NISAの口座開設者を年代別に見た場合、20代～40代が全体に占める割合は、一般NISAでは約3割、つみたてNISAでは約7割(2020年3月末時点)となっており、つみたてNISAを通じて若い世代を中心とした新たな投資家層の拡大が進展しつつある。

図表5 NISA(一般・つみたて)口座開設状況(年代別)



令和2年度税制改正において、つみたてNISAの延長、一般NISAの見直し等が措置されたところであり、引き続き、制度の普及に取り組んでいく。

(参考) つみたてNISA キャラクター

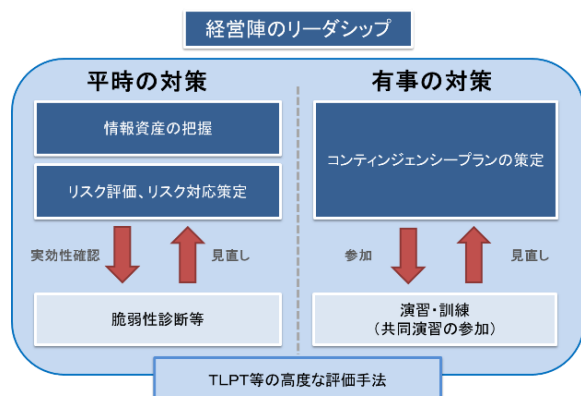


(資料) 金融庁

～コラム7：金融分野のサイバーセキュリティレポート～

2020年6月30日、令和元事務年度の取組みにおいて把握した実態や共通する課題を取りまとめた「金融分野のサイバーセキュリティレポート」を公表した。本レポートの公表を通じて、当局、金融機関、関係機関等の中でサイバーセキュリティに関する認識を共有し、金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化に繋げていくことを目的としている。

(参考) 平時・有事の対策の考え方



サイバー攻撃は、全ての攻撃を事前に防ぐことは困難であるため、「平時のサイバー対策」、「有事のサイバー対策」の双方の対策が重要だ。「平時の対策」については、金融機関において自社の情報資産を把握した上で、サイバーセキュリティに係るリスク評価を行うことが基本となる。また「有事の対策」については、インシデントの発生に備え、コンティンジェンシープランを策定することが基本となる。しかしながら、サイバーセキュリティ対策は、リスク評価の実施、コンティンジェンシープランの策定だけでは不十分だ。脆弱性診断やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ対策

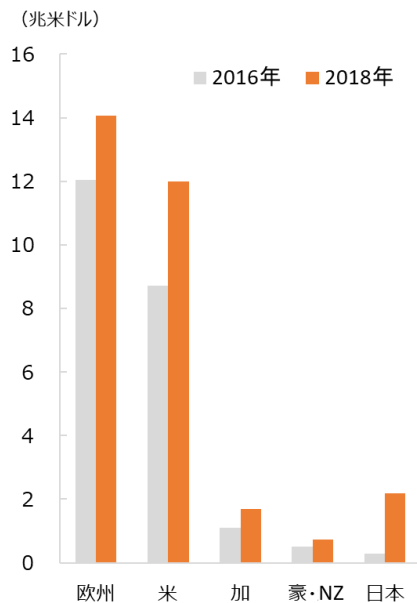
の実効性を向上させていくことが次の課題となる。こうした考え方の下、2019年9月、地域銀行、信用金庫、信用組合に対し、2020年3月末までに、①脆弱性診断、②演習・訓練、③監視・分析の強化を求める要請文を発出し、業界団体とも連携して取り組んだ結果、多くの金融機関では脆弱性診断の実施や演習の参加を完了した。大手金融機関については、グループ・グローバルベースの一元的な管理や脅威ベースのペネトレーションテスト(TLPT)の高度化に取り組んでいる。

2020年3月、新型コロナウイルス感染症の影響により東京オリンピック・パラリンピックが2021年に延期されたが、サイバー攻撃の脅威はむしろ高まっており、各金融機関は、引き続き経営陣の強いリーダーシップのもと、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性の維持・向上に取り組むことが重要だ。今後当局としても、地域銀行、信用金庫、信用組合等に対して、業界団体等との連携を通じた実効性の維持・向上の取組みを進めるとともに、サイバー演習によりインシデント対応能力の底上げを図る。また、大手金融機関に対しては、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化、TLPTの実効性向上を通じたサイバーセキュリティ対策のより一層の高度化を促す。

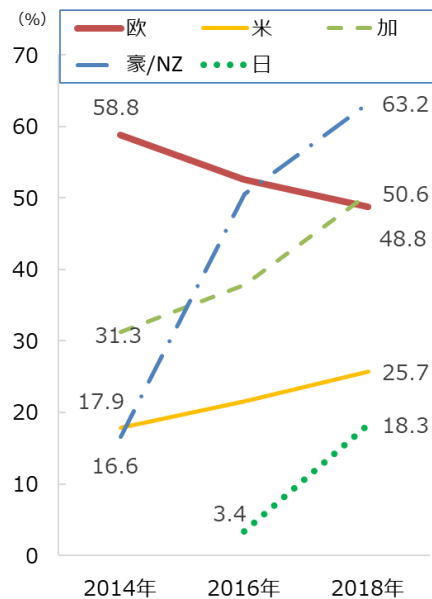
～コラム8: ESG を巡る動き～

近年、投資家が企業の持続可能性を測る要素として、環境・社会・ガバナンスを意味する「ESG」に注目が集まっている。企業における「ESG」への対応状況が企業価値に影響を及ぼすと考え、これを投資判断に織り込む機関投資家が世界的に増えている。そうした投資資金の残高も2014年の18.2兆ドルから、2018年には30.7兆ドルへと、大きく増加しているとの推計もある。

図表1 地域別 ESG 資産保有残高



図表2 総運用資産に占める ESG 資産の割合

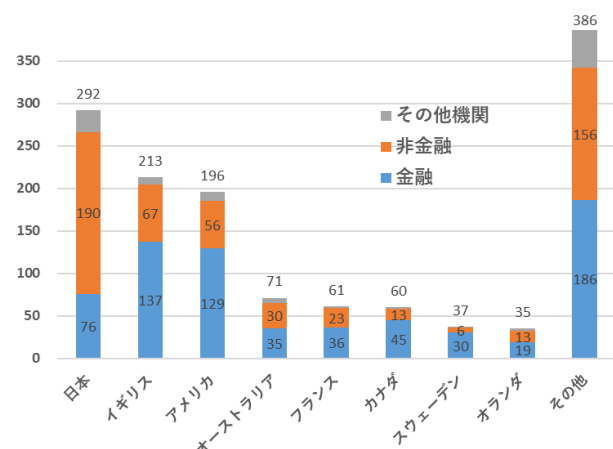


(注) 欧州の増加率が全体の ESG 投資残高増加率より低くなっているのは、欧州で ESG 投資の定義が厳格化されたため、とされている。

(資料) Global Sustainable Investment Alliance, “GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2018”

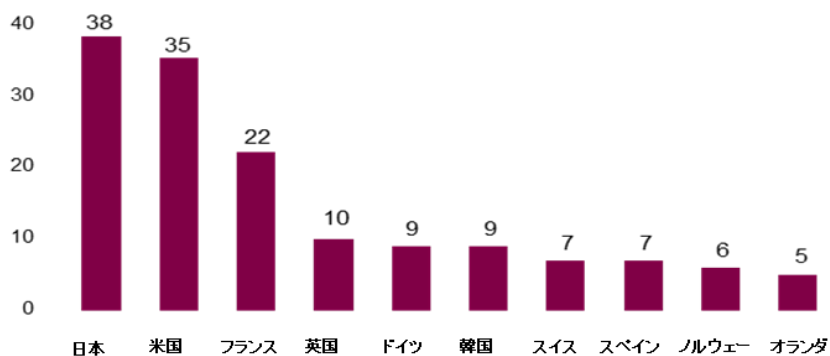
図表3 TCFD 賛同機関数 (2020年7月末現在)

「ESG」のうち、「E」である環境に関しては、日本においても民間主体の積極的な活動が展開されている。例えば、民間企業の任意の取組みとして TCFD 提言に沿った情報開示が進んでおり、2020年7月末時点で日本における TCFD 賛同機関数は292機関(うち金融76機関、非金融190機関)となり、国・地域別で世界最多となっている。



また、企業向けに気候変動等への取組みに係る質問書を送付し、スコアリングを行っている英国の NGO である Carbon Disclosure Project によれば、同社の 2019 年気候変動 A リストに選定された企業 182 社のうち日本企業は 38 社であり、A リスト企業数で日本は世界一となった。

図表4 Aリスト国別企業数(上位10か国)



これまで金融庁においては、経済産業省や環境省とともにサポートしている TCFD コンソーシアムにおける議論等を通じて、TCFD 提言に沿った情報開示に自主的に取り組もうとする金融機関や企業を支援しているほか、他国当局に先駆けて、金融庁職員をチーフ・サステナブルファイナンス・オフィサーに任命し、国際会議等の場において、我が国の取組みや意見を積極的に発信している。企業・投資家の間で ESG 要素を含む事業の持続可能性や中長期的な企業価値について建設的な対話が行われるよう、今後もこうした取組みを進めていく。

2. 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く

(1) 市場の国際競争力

- ① 国際金融機能の確立(税制、人材、その他ビジネス環境改善、英語による金融行政)
- ② 海外当局との連携

● 海外金融機関等の受入れに係る環境整備

【昨事務年度の実績】

- ・ 日本における海外金融事業者の更なる集積を図るため、東京都の相談窓口とも相互に連携し、2017年4月に開設した「拠点開設サポートデスク」を通じて日本拠点の開設を促進してきた。
- ・ 金融商品取引業の規制や登録審査プロセスをよりわかりやすく解説した英語ガイドブックを2020年1月に公表した。
- ・ 東京都やFinCity.Tokyoと連携し、国内外におけるプロモーション活動を実施した。くわえて、災害等で海外での業務継続が困難な金融事業者の一時的受入れが可能となるよう、内閣府令の改正を2020年7月に公布・施行した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 海外金融機関も含めた関係者と十分にコミュニケーションを取りつつ、金融・資本市場の魅力を向上させる。
- ・ 海外金融機関等の受入れ環境整備を一層加速させていく施策を展開する。
- ・ 英語による対応の強化も含む、規制監督上の対応や、人材育成・税制・予算上の措置、関連するビジネス環境の改善等、海外金融機関等の受入れに係る環境整備の具体的方策を総合的に検討する。

● 金融庁の人材の国際化と英語による情報発信の強化

【昨事務年度の実績】

- ・ 国際交渉力を向上させるため「国際交渉人材養成研修」を実施した。
- ・ 英語研修については対面によるレッスンを廃止し、受講時間を自身で設定できるオンライン学習を導入した。
- ・ 国際機関・外国監督当局への派遣を継続・拡大した。
- ・ 金融庁の政策や金融行政の仕組みについて英語による情報発信を強化した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ より多くの職員が英語による業務に対応できるようにすべく、一般的な英会話中心の枠組みを見直し、実務に即したリーディング・ライティング能力を向上させるための研修を導入する。
- ・ 金融庁の英語版ウェブサイトにおいて公表コンテンツの見直し・拡大を図るとともに、Twitter等を活用したタイムリーな情報発信を行う。

● 海外当局との連携

【昨事務年度の実績】

- ・ G20議長国(任期は2018年12月から2019年11月末)として、金融分野において取り組むべき世界共通の課題について、議論を主導した。特に、各国間の規制の齟齬や重複が原因となって生じる金融市場の分断回避については、証券監督者国際機構(IOSCO)において、金融庁・国際証券監理官(当時)が作業グループの共同議長として、市場の分断に対処するための各当局間における「依拠」(Deference)の活用に関する好事例(グッドプラクティス)の取りまとめの議論を主導した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 規制・監督を十分国際的に調和の取れたものとし、さらに、複数の国・地域当局からの複層

的な規制・監督に服すことによる弊害があれば、それを解決していくよう、海外当局との連携に取り組む。

(2) 資産運用の高度化

● 資産運用会社の運用力の強化に向けた業務運営態勢の確立

【昨事務年度の実績】

- ・ 海外資産運用会社(独立系・コングロマリット系)12社の日本拠点に対して、グループとしての高度化に資する取組み等について情報収集を実施するとともに、米国及び英国にて、現地の資産運用会社や当局へのヒアリングを実施し、運用成果向上に資する取組みや施策について情報収集を行った。
- ・ 海外資産運用会社の取組み事例等も踏まえ、国内大手資産運用会社及びグループ親会社(主要8社・グループ)との間で資産運用業の高度化に向けた各社の目指す姿やその実現に向けた計画、経営体制やファンドガバナンス体制について検証、対話を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 各社の運用力強化に向けた取組みが、中長期的に良好で持続可能なパフォーマンスを実現するための商品組成や顧客利益の観点からのファンド管理の徹底に繋がっているか等について、経営者を含めた各社との対話を今後も継続的に実施する。また、良好なパフォーマンスを実現している独立系等の特徴ある資産運用会社との間で、運用力強化に資する取組みや課題について対話を実施する。

● 新規参入の円滑化

【昨事務年度の実績】

- ・ 金融業の登録申請等を支援するための「金融業の拠点開設サポートデスク」を通じ、令和元事務年度で新たに7社(2017年4月のサポートデスク開設以降では計22社)の投資運用業等の業登録が完了し、我が国の投資運用業者の競争促進・投資手法の多様化を後押しした。
- ・ 投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」及び財務局・財務事務所との事前相談に用いる概要書(投資運用業)の様式を、日本語・英語の双方で金融庁ウェブサイト公表し、新規参入の更なる円滑化を図った。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 東京都の窓口やFinCity.Tokyoとも連携し、ガイドブック・概要書を、国内外で配布・周知するとともに、必要に応じて利用者からのフィードバックを基に改訂する。

● 運用パフォーマンスの見える化

【昨事務年度の実績】

- ・ 顧客が運用力の観点から資産運用会社を選別する環境整備を進めるため、国内外の公募ファンドを対象に、資産運用会社別の運用パフォーマンスや信託報酬に関する調査を実施した(調査結果を2020年8月に公表)。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 資産運用会社相互の健全な競争に資するよう、公募投信のパフォーマンス調査を定例化し、調査結果を、消費者を含む関係者によりわかりやすく提供する。
- ・ 資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」を促進する観点から、公募投信だけでなく、地域銀行・企業年金基金等の機関投資家向けの私募投信や一任運用の状況についても、資産運用会社・信託銀行・保険会社等から情報収集を行い、調査・分析・公表する。

● その他の資産運用業の高度化に向けた取組み

【昨事務年度の実績】

- ・ 海外の資産運用会社のヒアリングや国内資産運用会社等との対話等を通じて判明した課題や、今後の対応について整理した「資産運用業高度化プログレスレポート 2020」を 2020 年6月に公表した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 国際的に見て我が国における投資が進んでいない PE ファンド等のファンドに今後の経済情勢の中でどのような役割を期待すべきか、またその際に必要な政策対応について検討する。
- ・ ESG・SDGs への関心が高まる中、我が国資産運用業界における ESG・SDGs の現状について調査・分析する。
- ・ インデックス運用の拡大を背景にインデックス・プロバイダーの存在感が高まっており、インデックス・プロバイダーの資産運用市場における機能について調査・分析する。

コラム9:「資産運用業高度化に係るプログレスレポート 2020」

(3) コーポレートガバナンス改革と開示情報の充実

● スチュワードシップ・コードの再改訂への対応状況のフォローアップ

【昨事務年度の実績】

- ・ 2019 年 10 月より「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催し、パブリックコメント手続きを経て、2020 年3月 24 日、主に以下を内容とする「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の再改訂を公表した。
 - 運用を行うに当たって、運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)を考慮すべきこと
 - スチュワードシップ責任の遂行に資する限りにおいて、株式以外の資産(債券等)に投資を行う場合にもコードを適用することが可能であること
 - 運用機関は、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案について「賛否の理由」を公表するほか、企業との対話の状況を含むスチュワードシップ活動の結果や自己評価について、本コードの目的を意識して公表すること
 - 企業年金をはじめとするアセットオーナーは、規模や能力等に応じてスチュワードシップ活動を行うべきこと
 - 議決権行使助言会社は、助言の正確性や透明性を確保するため、人的・組織的体制の充実(日本拠点の整備含む)、助言策定プロセスの透明性の確保、及び企業との積極的な意見交換を行うべきこと
 - 年金運用コンサルタントは利益相反を管理すべきこと

【本事務年度の作業計画】

- ・ 機関投資家等のスチュワードシップ・コードの再改訂への対応状況について、フォローアップを行う。

● 企業年金のスチュワードシップ活動の後押し

【昨事務年度の実績】

- ・ 企業年金及びその母体企業へのヒアリング等を通じ、企業年金のスチュワードシップ活動の進捗と母体企業における支援体制の確認及び調査を進めた。
- ・ 2020 年7月末時点において、企業年金によるスチュワードシップ・コードの受入れは、2019

年6月末の 19 基金から 35 基金へと増加した。そのうち、非金融の企業年金は 2019 年6月末の 10 基金から 15 基金へ増加した。また、2020 年2月には、規約型企業年金が初めてスチュワードシップ・コードを受け入れる等、受入機関の裾野も拡大した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 企業年金及び母体企業への再改訂版スチュワードシップ・コードの内容を周知し、企業年金におけるスチュワードシップ活動を後押しするため、企業年金及び母体企業への情報発信やヒアリング等を行う。

● コーポレートガバナンス改革

【昨事務年度の実績】

- ・ コーポレートガバナンス改革については、東京証券取引所の市場構造のあり方に関し、「金融審議会市場ワーキング・グループ市場構造専門グループ報告書—令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて—」(2019 年 12 月 27 日)において、各市場のコンセプトに応じたガバナンスのあり方について方向性を示した。
- ・ 国内外の投資家や企業等との意見交換等を通じ、今後の改革の方向性について検討を進めた。

【本事務年度の作業計画】

コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けて、フォローアップ会議において以下の論点につき、検討を行う。

- ・ コロナ後の新しい経済社会構造に向けた変革を主導するため、
 - 企業がデジタル・トランスフォーメーションの進展やサプライチェーンの見直し、働き方改革にどう対応していくか
 - そうした対応をどのように持続可能なビジネスモデルの確立につなげていくかに関する企業と投資家の間での建設的な対話のあり方
- ・ 更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性(サステナビリティ)についての考慮や社外取締役の質の向上
- ・ プライム市場上場企業に対して求める一段高い水準のガバナンス

● 企業情報の開示の充実

【昨事務年度の実績】

- ・ 役員報酬と政策保有株式の開示を拡充する内閣府令改正が 2019 年3月期から適用されたことを踏まえ、投資家・アナリストや企業との意見交換を経て、役員報酬の好事例を公表した。また、政策保有株式については、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」(2019 年 11 月 29 日)を公表した。
- ・ 経営方針、事業等のリスク、経営者による業績の分析(MD&A: Management Discussion & Analysis)等についても、最新の好事例を取りまとめて公表した。これらについては、各種セミナー等を通じて、積極的な周知・広報を行った。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 2020 年3月期から開示の充実が求められている経営方針やリスク情報等の記述情報について、開示の好事例の収集・公表を行う(「1. 【コロナ後の新しい社会を築く】(2)④サステナブル・ファイナンス(気候変動等)」参照)。

(4) 資本市場の改革

① 市場の活性化と安定性の確保

● 成長資金の供給促進と取引の多様化・高度化

- ・ 企業による資金調達の手続きの円滑化や証券取引の多様化・高度化を図る観点から、投資家保護の視点にも十分留意しつつ、クラウドファンディング制度、非上場の有価証券の取引、プロ投資家の要件、証券会社における顧客注文の執行に関する制度のあり方等について検討を行う。

● 銀証ファイアーウォール規制の見直し

- ・ 外国法人顧客に関する情報を銀証ファイアーウォール規制から除外することについて検討するとともに、公正な競争環境に留意しつつ国内顧客を含めた本規制の必要性についても検討を行う。

● 総合取引所の実現・清算機関における損失補償制度の見直し

【昨事務年度の実績】

- ・ 総合取引所の実現に向けて、市場関係者や関係機関と連携しながら、
 - TOBを用いた日本取引所グループ(JPX)による東京商品取引所(TOCOM)の完全子会社化
 - 商品先物取引業者による金融商品取引業の登録
 - 取引制度や清算制度の整備に係る認可・協議等の対応を進めた。
- ・ その後、大阪取引所は、2020年7月27日から、TOCOMから移管された商品(貴金属、ゴム、農産物)のデリバティブ取引の取扱いを開始した。
- ・ 日本証券クリアリング機構(JSCC)は、上場デリバティブ部門の損失補償制度について、清算参加者が破綻した場合における負担を有限にする等の見直しを行い、2020年7月から実施した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 投資家の利便性の向上、デリバティブ取引市場の拡大、国際競争力の強化のため、総合取引所における取扱商品の拡大など取引所の取組みを後押しするとともに、JSCCにおける制度見直し後の状況をモニタリングする。

● 証券市場構造の見直し

【昨事務年度の実績】

- ・ 東京証券取引所の市場構造のあり方について、2019年5月より、金融審議会市場ワーキング・グループ市場構造専門グループにおいて、上場会社やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、内外の投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、6回にわたる議論が行われた。同年12月27日、市場区分の見直し等の方向性を示した「市場構造専門グループ報告書ー令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けてー」が取りまとめられた。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 金融審議会市場ワーキング・グループ市場構造専門グループ報告書(2019年12月27日公表)に基づき、「プライム市場」、「スタンダード市場」、「グロース市場」(いずれも仮称)^(注)の各市場のコンセプトに応じた上場基準の構築等を進め、既存の上場会社も含め、それぞれの市場のコンセプトに照らし、自社に適する市場区分を主体的に選択できるよう、東京証券取引所における適切な制度設計を後押しする。

(注)「プライム市場」・・・高い時価総額・流動性、より高いガバナンスを備え、投資家との建

設的な対話を企業価値向上の中心に据える企業が上場

「スタンダード市場」・・・一定の時価総額・流動性、基本的なガバナンスを備えた企業が上場

「グロース市場」・・・高い成長可能性を有する一方、相対的にリスクが高い企業が上場

- ・ 東証株価指数(TOPIX)^(注)について、機関投資家にとって使い勝手がよく、選定される企業にとっても納得感のあるインデックスとなるよう、市場区分と TOPIX の範囲を切り離し、連続性の確保を考慮しつつ、より流動性を重視する方向で企業を選定する等、取引所における算出方法の見直しをモニタリングする。

(注)東京証券取引所市場第一部に上場している全ての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした株価指数。1968年(昭和43年)1月4日を基準日とし、その日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したもの。

● 先物取引に係る祝日取引の実現

【昨事務年度の実績】

- ・ 大阪取引所は、2019年9月より「取引制度の一部見直し等に関するワーキング・グループ」において祝日取引導入の是非について検討を行った結果、一定のニーズが認められたことから、2020年1月より「デリバティブの祝日取引に関するワーキング・グループ」において具体的な検討を行い、2020年6月30日、「デリバティブの祝日取引に関するワーキング・グループ報告書」を公表した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 我が国は他の先進国と比べて祝日が多く取引できない日が多いところ、大阪取引所が公表した「デリバティブの祝日取引に関するワーキング・グループ報告書」(2020年6月30日公表)を踏まえ、先物取引に係る祝日取引の開始(2021年秋以降)を目指し、大阪取引所における検討・取組みを後押しする。

● 情報技術の進展に伴う現行規制の点検

- ・ 契約締結前書面等について、顧客に対して重要情報を提供するという制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面に替え、ウェブを活用した情報提供を認める内閣府令の改正を実施した(2020年4月施行)。
 - ・ ダークプール取引^(注)の透明化等に向けた対応策として、①ダークプールへの回送条件・運営情報の説明、②価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管について定めた内閣府令の改正を実施した(①については2020年9月施行、②については2021年9月施行)。
- (注)電子的にアクセス可能で、取引前透明性のない(気配情報を公表しない)取引の場。

● 決済・清算制度及びデリバティブ取引の安定性・透明性向上

【昨事務年度の実績】

- ・ 外国清算機関免許制度の例外的取扱を認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するための改正政令及び告示を公布・施行した(2020年6月)。
- ・ 金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、報告先を取引情報蓄積機関に一本化することを内容とした金融商品取引法の改正を含む「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会(2020年1月召集)に提出し、同年6月に同法律案が成立した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 政令改正を受け例外的取扱いの要件となった、外国清算機関を監督する母国当局との協力

態勢につき、情報共有や定期的な意見交換等の具体的な枠組みを定める。

- ・ 2020 年金融商品取引法改正により、店頭デリバティブ取引情報報告の報告先が一本化されることを受け、制度詳細を規定する関係府令の整備等を進める。

● 外国為替取引における決済リスク削減

【昨事務年度の実績】

- ・ 2016 年 12 月、金融庁にラウンドテーブルを設置し、信託銀行、投資運用業者を含む幅広い関係者と、同時決済を導入する上での実務的な課題やその解決方法等について議論を行った。
- ・ 2018 年 8 月に金融庁が公表したラウンドテーブルの最終報告書において、信託勘定における同時決済の必要性を確認するとともに、関係者の対応に時間を要する取引が存在することを踏まえ、2段階に分けて同時決済を段階的に導入することとされた。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 昨年度下期から始まった同時決済導入の本格フェーズにおいては、比較的規模の小さな投資運用業者も対象となっており、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組みへの理解の促進に努め、我が国の信託勘定における同時決済を促す。

● 株式等の高速取引への対応

【昨事務年度の実績】

- ・ 2019 年度以降、新たに 12 者の高速取引行為者の登録を行うとともに、高速取引行為者からの注文を受託する主要な証券会社（以下、「受託証券会社」）における通信管理態勢の状況を含めた態勢整備状況について調査を行った。
- ・ 2019 年度に引き続き、高速取引が市場に与える影響について、定量的な分析を行ったところ、高速取引が概して銘柄の規模や相場状況に関係なくスプレッドの縮小や取引量の増加に寄与するなど、流動性供給を通じて株式市場に対して一定の役割を果たしている結果も確認された。例えば、高速取引行為者による市場区分別のカバー率を見ると、特定の市場に限らず幅広い市場において取引を行っている。また、現物市場における高速取引の相手方は、一般投資家が 7 割程度を占めている。
- ・ 取引所と連携し、継続的に高速取引行為者の取引実態を分析するなどして、審査手法の効率化・高度化を図りつつ、高速取引に係る取引監視を行った。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 東京証券取引所の公表した「マーケット・アクセス・ルール」も踏まえた、主要な受託証券会社における態勢整備状況の調査を行う。
- ・ 取引所と連携し、高速取引行為者による取引実態の分析を継続するなどして、高速取引に係る審査手法の効率化・高度化を図りつつ、実効性のある取引監視を行う。

② 会計・監査に関する取組み

● 会計監査の信頼性確保

【昨事務年度の実績】

- ・ 2020 年 3 月期の監査から早期適用され、2021 年 3 月期の監査から全面適用される「監査上の主要な検討事項^(注)」に係る取組みについて、その動向を把握するため、大手監査法人にヒアリングを実施した。

(注) 監査人が監査の過程で着目した会計監査上のリスク等をいい、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み決定される(いわゆる KAM:Key Audit Matters)。

- ・ 監査法人等の独立性確保のための取組みとして、国内関係者等へのヒアリングを実施し、「監査法人のローテーション制度に係る調査報告(第二次報告)」(2019年10月25日)を公表した^(注)。

(注)本調査報告を踏まえ、日本公認会計士協会は、公認会計士法で求められるパートナーローテーションに加え、パートナー以外の監査チームメンバーについてのローテーション(チームメンバーローテーション)を含む実務指針を2020年4月から適用している。

- ・ 近年、株式新規上場(IPO)を目指す企業が必要な監査を受けられない状況が生じているとの指摘を踏まえ、これらの企業に対する質の高い監査の提供に向けた環境整備を図る観点から、「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」を開催した。本連絡協議会での検討を踏まえ、2020年3月27日、「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」をとりまとめた。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 2021年3月期から全面適用される「監査上の主要な検討事項」の記載について、投資家の投資判断に有用なものとなるよう、既に監査報告書への記載を行っている事例の分析等を実施し、関係者の理解を深めるための必要な対応を行う。
- ・ 監査法人等の独立性を確保するための方策について、チームメンバーローテーションの実施状況、監査市場の寡占状況や非監査業務の位置づけ等の観点も含め、海外の動向も踏まえながら、引き続き分析・検討を行う。
- ・ 「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組みについて、実施状況をフォローアップする。

● 監査法人等の監査品質の向上に向けた取組み

【昨事務年度の作業計画】

- ・ 監査法人等に対するモニタリングについては、監査法人等の経営層の認識等のほか、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を踏まえて構築・強化されたガバナンス態勢が、監査品質の向上のために実効的なものとなっているかを検証した。また、海外子会社に係るグループ監査の対応状況や監査契約の新規締結状況を検証し、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認した。
- ・ 日本公認会計士協会の品質管理レビューの実効性について検証を行い、その結果を踏まえて監査品質の向上に向けた協会の対応等を促した。
- ・ 監査監督機関国際フォーラム(IFIAF)を通じたグローバルな監査品質の向上に向けた取組みについては、代表理事会メンバーだけでなく、事務局のホスト国としても、IFIAFの運営に係る議論に積極的に参加・貢献した。欧州における監査改革の気運の高まりを受けて設置された代表理事会傘下のタスクフォースのほかに、2つのワーキング・グループで個別プロジェクトの議論を主導するなど、個別の議論においても積極的な活動を行った。また、IFIAFにおける議論の国内への還元として、12月に開催した「日本IFIAFネットワーク」企画委員会及び6月に開催した総会・企画委員会にて国内の関係者に直接還元した。さらに、3月以降、IFIAFの会議が対面からオンライン等へ移行する中でも、引き続き審査会ウェブサイトでも広く一般に発信した。
- ・ 優秀な会計人材確保に向けた取組みについては、広報活動の一環として大学生・高校生を対象とした講演を通年で実施し、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための働きかけを継続的に行った。また、令和2年第Ⅱ回短答式試験については、新型コロナウイルス感染拡大の影響の中においても、5月から8月に延期して着実に実施した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、国際的な議論も踏まえつつ、品質管理基準の見直しについて検討する。

- ・ 監査法人等に対するモニタリングについては、新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響等を踏まえ柔軟に対応するとともに、2020年7月に公表した「監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき、①ガバナンス態勢、②グループ監査、③監査契約の新規締結を重視してモニタリングを実施する。また、新型コロナウイルス感染症の拡大も一つの契機として、モニタリングの内容や実施方法の見直しなどを検討する。
- ・ IFIAR等を通じたグローバルな監査品質の向上に向けた取組みについては、我が国に拠点を置く同事務局への支援の継続、IFIARにおける議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用したIFIARへの積極的な貢献を行うとともに、各国の監査監督当局との一層の連携強化に取り組む。
- ・ 優秀な会計人材確保に向けた取組みについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に留意しながら、延期した令和2年試験(論文式試験:8月から11月に延期)及び令和3年試験(短答式試験:5月に一本化、論文式試験:8月)の着実な実施に向け、感染防止策を含めて適切に取り組む。また、引き続き、大学生、高校生向けの講演をはじめ、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための広報活動等を日本公認会計士協会と適宜連携して実施する。

● コロナの影響を踏まえた企業決算・監査への対応

【昨事務年度の実績】

- ・ コロナの影響を踏まえ、決算・監査業務に従事する者の健康に最大限配慮しつつ、適切な企業情報の開示が行われるようにする観点から、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、東京証券取引所等の関係者をメンバーとする連絡協議会を設置した。本連絡協議会では、企業決算・監査・株主総会などをめぐる課題に関し、現状認識や対応のあり方についての共有を図った。
- ・ 企業や監査法人が、決算業務や監査業務のために十分な時間を確保できるよう、有価証券報告書等の提出期限の一律延長を行った。
- ・ これらの対応がとられたこと等により、これまでのところ資本市場の信頼を維持しつつ、企業の決算・監査業務に従事する者の間で感染が拡大する事態を避け、多くの企業が大きな混乱なく決算・監査を完了させられている。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 引き続き、コロナ禍の影響を注視し、必要がある場合には速やかに連絡協議会を開催するなど、関係者間で適切な連携を図る。
- ・ コロナ禍による企業決算・監査業務への影響等を踏まえ、押印等のあり方を含めて決算・監査手続のデジタルライゼーションの推進について検討を進める。その一環として、監査法人等におけるIT活用に資する取組みを日本公認会計士協会と連携して推進する。

● 会計基準の高品質化

【昨事務年度の実績】

- ・ 国際会計基準(IFRS)適用企業の開示負担の軽減等を図るため、2020年3月に関連する内閣府令の改正を行うなど、IFRS任意適用の拡大促進を行った。
- ・ こうした取組みの結果、IFRS任意適用企業数(適用予定企業数を含む)は、2020年7月末時点で236社(2019年7月末:223社)、全上場企業の時価総額42.3%(2019年7月末:36.1%)まで増加した。
- ・ 国際的には、2020年3月、IASB(国際会計基準審議会)が、のれんの会計処理に関するディスカッション・ペーパーを公表した。この中では、日本が従来から意見発信を続けてきたのれんの償却の再導入についての議論にも言及されている。
- ・ 国際会計人材ネットワーク^(注)の登録者は1,000名を超え、登録者等を対象に、財務会計基準機構(FASF)において国際的に活躍する人材の経験・知識を共有するための定例会(2019年9月)等を開催した。

(注)IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRSに関する知識・経験が豊富な会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ FASB、ASBJ、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、IFRS への移行を容易にするため、IFRS 適用企業の負担を軽減するなどの取組みを進める。
- ・ 金融商品会計基準の検討・リース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組みをサポートする。
- ・ のれんの会計処理をはじめとしてIFRSに関する我が国の意見の国際的な発信を強化する。
- ・ 「国際会計人材ネットワーク」の更なる活用により、国際的な会計人材の育成に向けた取組みを推進する。

● EDINET のシステム再構築

- ・ EDINET のシステム再構築について、構築期間の短縮と費用圧縮の観点を含め、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法^(注)等の新しい技術・手法の導入について、金融庁内外の関係者と連携しつつ検討を行った。その結果、当初2年間とした構築期間を見直し、1年半程度に短縮した。

(注)アジャイル型開発手法とは、システムの開発において、作業工程を段階ごとに順番に進め最終工程でユーザが確認する従来の手法ではなく、ユーザが開発作業に参加し、開発とユーザ確認を繰り返して作業を進める手法をいう。

- ・ 当該検討内容を調達仕様書案に反映させ、同仕様書案に関心のある供給者に対し意見招請を行った上で、調達手続きを開始した。
 - ・ パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法を導入し、2022年3月末までにEDINETの再構築を行う。
 - ・ 次期システムの構築事業者の調達に当たっては、内閣官房情報技術(IT)総合戦略室が試行的に実施する技術的対話^(注)による一般競争入札を実施する。
- 令和元事務年度に行った検討の結果を踏まえ、システム構造を見直すことなどにより、次期システムの運用・保守費用の抑制を図る。

(注)技術的対話とは、発注者と事業者との対話により、発注者が技術提案の改善・再提出を求め、事業者から技術提案の改善、コスト削減案等を提示させる行為であり、これらを一般競争入札の調達手続きの中で行うものをいう。

(5) 網羅的で(広く)・機動的で(早く)・深度ある(深い)市場監視

【昨事務年度の実績】

● 証券取引等監視委員会(以下、「監視委」)の中期活動方針について

- ・ 監視委は、2019年12月に第10期が開始され、今後3年間の「中期活動方針(第10期)」を2020年1月末に公表した。
- ・ 中期活動方針の中では、「網羅的な市場監視(広く)」「機動的な市場監視(早く)」「深度ある市場監視(深く)」という3つの目標達成に向けた施策として、
 - 課徴金調査・検査、証券モニタリング、犯則調査の効果的・効率的な実施、
 - 高齢者を含む多様な投資者の保護や、投資者被害事案に対する積極的な取組み、
 - 国内外への情報発信の強化、デジタイゼーション対応や人材の戦略的な育成等を掲げている。

● 取引審査及び課徴金勧告・刑事告発等について

- ・ 監視委における令和元年度の課徴金勧告・告発の総件数は38件。内訳は、不公正取引に関するものが30件(課徴金勧告29件、告発1件)、開示規制違反に関するものが7件(課徴

金勧告6件、告発1件)、その他(損失補填)が1件(告発1件)であった。

- ・ このほかに、金融商品取引業者等に対する行政処分勧告を 14 件、無登録業者に対する裁判所への禁止命令等申立てを3件、実施した。

【本事務年度の方針】

● 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・ 金融・資本市場に不安定な動きが見られる足元において、市場の公正性・透明性確保及び投資者保護の実現のため、相場操縦等の不正行為等について警戒水準を高めて機動的な市場監視を実施するほか、投資者の不安に乗じた悪質な取引等への対応を行う。

● 内外環境を踏まえた情報収集力の向上

- ・ 問題の未然防止・早期発見につなげるため、現物株式市場をはじめ、債券やオルタナティブ、デリバティブなど様々な金融市場の動向や課題について多面的な分析を行うほか、市場環境を踏まえ、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析を行うなど、フォワードルッキングな市場監視を行う。

● 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

- ・ 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、調査・検査を積極的・機動的に行う。
- ・ 証券モニタリングにおいては、高齢者を含む多様な投資者の保護の充実・強化を図る観点から、適合性の原則の明確化等を踏まえた顧客本位の業務運営の定着状況や、コロナ禍の影響下における顧客対応やビジネスモデルの変化等についてのモニタリングを着実に実施する。無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、監視委と金融庁等関係機関との間の連携を強化していく。
- ・ 不正行為等の監視や各種取引における注文執行の状況等の検証を行う観点から、複数の市場(取引所・PTS・ダークプール)をまたぐ取引の実態把握を進める。
- ・ 重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処する。

● 市場規律強化に向けた実効的な取組み等

- ・ 市場の規律強化に向け、国内外の各機関等との連携を更に強化する。例えば、企業のグローバル化に伴う海外子会社等における不正会計等の発覚が増加してきており、海外当局だけではなく、多様な市場関係者との連携の強化や拡大を通じ、これらの実態把握等に努める。また、国内外への情報発信などを通じて市場環境整備に積極的に貢献する。
- ・ 近年、事案の多様化・複雑化やデジタルライゼーションの進展の中で、多角的・多面的な分析・検証や適切な証拠収集等、事案の態様に応じた適正な調査・検査を引き続き実施していく観点から、業務の継続的な点検に努め、必要に応じて体制整備・強化を行う。

● デジタルライゼーション対応と戦略的な人材の育成

- ・ 戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタルライゼーションの一層の活用を推進する。また、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を継続的に推進するほか、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。

(6) 金利指標改革への対応(LIBORの恒久的な公表停止に向けた対応)

【昨事務年度の実績】

- ・ ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)は、我が国においても、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な利用者に利用されているが、2021年末以降に恒久的に公表停止される可能性が高まっている。このため、2021年末という時限を意識して、円LIBORから代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行と合同で、以下に取り組んだ。
 - 個別金融機関におけるLIBOR参照商品・取引等の残高や、適切な顧客対応を進めるために必要な社内態勢の整備状況等の実態把握を目的とした、LIBOR利用状況調査の実施(2019年10月実施、2020年3月結果公表)。調査結果を踏まえた金融機関の移行状況のモニタリングの実施。
 - LIBOR公表停止に向けた対応の促進及び対応状況の確認を目的として、主要な金融機関の経営トップに対して、いわゆる「Dear CEO レター」を発出(2020年6月)。
- ・ 金融庁も参加する「日本円金利指標に関する検討委員会」(事務局:日本銀行)より、2019年11月に代替金利指標の適切な選択と利用に向けた市中協議の結果が公表された。
- ・ 市場関係者からのニーズが最も高かったターム物リスク・フリー・レート(RFR)は、算出・公表主体に選定された株式会社QUICKより、5月から参考値の公表が開始された。東京銀行間取引金利(TIBOR)については、欧州ベンチマーク規制における同等性の枠組みの中で、国際的にも利用可能な金利指標となるよう、欧州規制当局との間で必要な議論を行い、2020年4月に市中協議が実施された。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けて、各国における移行作業に一定の影響が見られるものの、英国の検討委員会及び英国当局は2021年末というLIBOR移行期限に変更はないことを表明しており、FSB(金融安定理事会)においても国際的な金融システムを強化する不可欠な作業として確認されている。本邦においても、2021年末まで残された時間を踏まえれば、令和2事務年度において、代替金利指標への移行、あるいはフォールバック条項を具備した契約変更の取組みを市場全体で大きく進捗させていくことが重要であることから、金融庁としては、日本銀行及び市場関係者とも連携しながら、以下に取り組んでいく。
- ・ 日本円金利指標に関する検討委員会において取りまとめられた「LIBOR公表停止に備えた本邦での移行計画」に則って、官民一体となってLIBORからの移行に向けた取組みを進める。

(※)円LIBORの公表停止に備えて対応すべき事項は、金融機関の業種や規模、LIBOR利用状況等により異なるため、本邦での移行計画で設定された時期は、いわば努力目標との位置づけであるが、本邦での移行計画に則った対応が取られることを期待するものである。
- ・ 個別金融機関に対しては、各金融機関の移行計画が、本邦での移行計画を反映した上で2021年末までに対応完了となるよう適切に策定され、かつ実行されているかについて、顧客対応の状況も含め、モニタリングを通じて確認する。その際、以下の点に留意する。

(※)モニタリングに当たっては、オンサイトモニタリングも含むこととする。その際、日本銀行とも調整し、個別金融機関の負担感に配慮することとする。

 - 2021年末を越える円LIBOR参照の新規取引(貸出・債券)については、2021年6月末以降、合理的な理由がない限りは、円LIBORを金利指標として利用しないこととしているか。仮に利用する場合には、頑健なフォールバック条項を具備しているか。
 - 既存の円LIBOR参照取引については、2021年9月末までに顕著な削減を図ることとしているか。また、個別金融機関の移行計画の中で、いつまでに移行を完了させるのか、移行できない既存契約については、いつまでにフォールバック条項を導入するのか、移行又はフォールバック条項の導入以外の対応を想定している既存契約について、どの

ように対応を進めることとしているか。

- ・ 保有する契約残高や件数が多いなど LIBOR 公表停止の影響を大きく受けると考えられる金融機関に対しては、上記の「利用状況調査結果の概要及び求められる今後の対応」や「Dear CEO レター」に記載の内容も踏まえ、適切な対応が行われているかモニタリングするとともに、必要に応じ、監督上の対応を通じて移行に向けた取組みを促すことを検討する。
- ・ 日本銀行と合同で年明けに 2020 年 12 月末時点の LIBOR 利用状況調査を実施し、結果を公表することで、移行の進捗状況を対外的に示していく。また、その結果に基づき、取組みの進捗に遅れが見られる場合には、更に詳細な報告を求めることも念頭に置く。
- ・ ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として可能な限り早期に構築され、円 LIBOR からの円滑な移行に資するよう、同レートの算出に当たって依拠している OIS (Overnight Index Swap) 取引の活性化に向けて、市場関係者の取組みを促していく。また、同指標の算出・公表主体が進めている確定値公表に向けたガバナンス体制の構築状況を注視していくほか、特定金融指標規制の適用及び欧州域内利用に向けた必要な対応についても、並行して検討する。
- ・ 金融機関及び事業法人等の対応を更に加速させるため、各種講演や説明会の開催など、引き続き情報発信に努める。
- ・ TIBOR については、引き続き、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関の取組みをフォローアップするとともに、同指標の欧州域内利用に向けて必要な対応を行う。

(7) マネロン・テロ資金供与対策

【昨事務年度の実績】

金融機関等に対し、各金融機関等のリスクや取組状況等を踏まえ、リスクベースでのモニタリングを実施した。こうしたモニタリングを通じて、継続的顧客管理に向けた取組みの浸透等、金融機関の対応に一定の進捗が認められたが、以下のような課題・検討事項も認められ、引き続き管理態勢の向上が求められる。

● リスクの特定・評価

- ・ 国によるリスク評価を勘案する等、一定の改善が認められるものの、自らの個別具体的な特性を考慮したリスクの特定・評価等に課題が認められる。

● 継続的顧客管理

- ・ 継続的顧客管理に向けて、顧客リスク評価や顧客情報の更新に向けた取組みを進めているものの、自らのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクの評価を総合した顧客リスク評価や顧客情報の更新に向けた実効性のある計画の策定等に課題が認められる。また、2020 年4月以降は新型コロナウイルス感染症対策の関係で、顧客情報の更新の進捗に遅れが見られている。

● 取引モニタリング

- ・ 取引モニタリングによる検知数と比較して、疑わしい取引の届出件数が少ないことから、取引モニタリングのシナリオ・閾値について、自らのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを反映したもとなっているのか、その適切性を見直す必要がある。

● 疑わしい取引の届出

- ・ 上記の「取引モニタリング」とおり、取引モニタリングによる検知数と比較して、疑わしい取引の届出件数が少ないことから、疑わしい取引の届出の該当性について、適切な検討・判断を行う態勢を整備しているか、管理態勢を見直す必要がある。
- ・ 2019 年 10 月から 11 月にかけて、FATF 審査団が、金融庁を含む関係省庁に対して、オンサイト審査を実施し、その後、オンサイト審査結果を踏まえた我が国のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る現状、課題等について、FATF 審査団と議論を行った。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 金融機関に対しては、令和元事務年度のリスクベースでのモニタリングで把握した上記課題・検討事項を中心に、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化を促す。具体的には、預金取扱金融機関へのモニタリングを強化するとともに、資金移動業者や新しい業態についても、オンサイトも含めモニタリングを実施する。また、コロナ禍を契機としたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク(非対面取引の増加に伴うリスク等)に関する金融機関の対応等を把握する。
- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応の高度化・効率化に向けた AI を活用した政府の実証実験について、事業受託者等関係者と連携しつつ、支援する。その結果を踏まえ、現行規制上の論点や実用化への課題等を関係省庁と検討・整理する。
- ・ FATF 第4次対日相互審査に対しては、我が国のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策が適正に評価されるように、引き続き FATF 審査団との議論を深め、審査結果を我が国の対応の改善につなげるようにしていく。

<関連事項>

【昨事務年度の実績】

● 国際的な議論・連携

- ・ 金融庁が共同議長を務める FATF コンタクト・グループにおいて、いわゆる「トラベルルール」対応に向けた FATF と業界との建設的な対話を主導する等、暗号資産に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク低減に向けた主導的な役割を果たした。
- ・ G20 議長国として、グローバル・ステーブルコインを FATF の検討アジェンダとして設定し、P2P 取引(仲介業者を経由しない個人間取引)のリスクの議論を主導、その成果を 2019 年 10 月の FATF グローバル・ステーブルコインに関する声明に反映させた。くわえて、我が国が議論を牽引する形で、FATF において、グローバル・ステーブルコインのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク及び暗号資産交換業者に関する新たな FATF 基準のグローバルな実施状況の現状と課題(12 か月レビュー)に関する報告書を作成し、2020 年7月に公表した。

● 利用者に対する周知

- ・ 新聞紙面やスマートフォン用ニュースサイト、BS テレビ、FM ラジオ等において、金融機関等における必要な確認手続きへの協力を求める旨の政府広報を実施する等、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を確保するための施策を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- ・ FATF 等において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際的な議論に積極的に参画し、主導的な役割を果たす。特に、暗号資産に関する新たな FATF 基準のグローバルな実施やグローバル・ステーブルコインに係る検討において、引き続きリーダーシップを発揮する。

～コラム9：資産運用業高度化に係るプログレスレポート 2020～

金融庁は、2020年6月に公表した「資産運用業高度化プログレスレポート 2020」(以下、「プログレスレポート」)において、国内資産運用会社へのモニタリングや海外の資産運用会社へのヒアリングを通じて判明した課題や、今後の対応について整理を行った。

1. プログレスレポートの概要

日本の資産運用会社が、中長期的に良好かつ持続可能な運用成果を上げ、顧客の信頼・支持を獲得し、収益基盤を確立していくため、以下のような課題について具体的な取組みを進めていくことが期待される。

- (1)ガバナンス: 経営・ファンド運営に対する顧客利益の観点からの牽制機能の発揮、運用ビジネスに対する親会社・グループ会社の理解・協力
- (2)経営体制: 顧客利益を最優先し、長期運用の視点を重視する経営体制の整備
- (3)目指す姿・強み: 資産運用会社としての目指す姿や強みの明確化とその実現
- (4)業務運営体制: 顧客利益最優先・運用重視の視点での業務運営体制の構築

こうした取組みを進めることにより、顧客利益の観点から、①運用力を強化し、②商品組成・提供に当たって、商品数をむやみに増やすことなく、中長期的に良好で持続可能な運用成果を上げられる商品に注力すること、③不採算ファンドや中長期にパフォーマンスが悪化しているような少額投信について積極的に償還・併合を進めるなどのファンド管理を徹底すること、などが期待される。

2. プログレスレポートに対する意見募集

本レポートの公表に際して、金融庁ウェブサイトを通じて意見募集を行ったところ、多数の意見が寄せられた(個人・法人合わせて25件)。

具体的には、レポートの内容を評価する意見に加えて、レポートの掲げる課題や問題意識について以下のように検討を深めていくべきとの意見が寄せられた。

- ・ 製造者(資産運用会社)のみならず、提供者(販売会社)の姿勢にも焦点を当てることが重要。ファンド組成に際して販売手数料を重視する販売会社の意向が強く影響しており、運用力よりもテーマ性を重視する傾向があるのではないか。
- ・ 顧客利益を最優先し、長期視点の運用や経営を実践するためには、運用哲学や企業文化をいかに浸透・定着させるかが重要。
- ・ 社外取締役が顧客の利益を第一に判断するように動機付けるために、例えば社外取締役がどのような発言をしたかを受益者に開示するようにはどうか。
- ・ 日本人以外のグローバルに活躍する人材を呼び込める取組みが重要。また、ピラミッド型の会社構造からプロフェッショナルファーム型へ転換し、専門家が権限を持って迅速な意思決定を行うことが必要。運用専門人材に対しては、複数年でのパフォーマンス評価に基づいた報酬体系の構築が必要。また、営業・商品・事務・ITにおいても専門性が必要。

- ・ レポートでの運用パフォーマンスに関する問題提起は真摯に受け止め、広い意味でのプロダクトガバナンスに取り組んでいく必要があると認識。
- ・ 少額投信の整理に当たっては、償還よりも併合を第一に検討すべき。また、少額投信の整理を進めるには、何らかの施策が必要ではないか。同時に、少額投信が乱立している原因は、専売慣行以外にも多角的な視点で分析する必要があるのではないか。

一方、レポートの分析内容について更に以下の観点から精査すべき、あるいは、レポートにない施策も講じるべきとの意見もいただいた。

- ・ 顧客が負担する各種手数料の明細を透明化した上で分析を行うべき。手数料の分析に当たっては、日本の信託報酬が高止まりしている理由を明らかにしてほしい。さらに、不採算投信のモニタリングや、多様なソースデータを用いたファンド分析の仕組みを作る必要。
- ・ 独立系運用会社に関する分析・対話を進めてほしい。また、資産運用会社の起業に対するハードルを下げ、独立系資産運用会社を増やす施策を検討いただきたい。

以上のような意見も踏まえつつ、金融庁では、引き続き、各資産運用会社との間で、運用力強化に向けた取組みやその進捗等について、経営陣を含めた対話を、必要に応じてグループ親会社も含めて、継続的に実施していく。同時に、公募投信や私募投信・一任運用の状況についての調査・分析・公表を通じ、運用パフォーマンスの「見える化」を促進していく。

3. 金融庁の改革を進める

(1) 職員の主体的な取組みを支える環境づくり

【昨事務年度の実績】

- ・ 職場の課題を改善し、改革を浸透させるため、新たに以下に取り組んだ。
 - 局・課室ごとに課題を特定して改革目標を設定するとともに、その取組状況を「見える化」した。
 - 若手職員等に集中してきた「総務」・「庶務」の負担軽減に向けて、プロセス改善に着手した。
 - 職員が課題改善に当事者として参加する枠組み(少人数グループ幹事会)を立ち上げた。
 - 職員による自主的な学びの場作りを支援する仕組み(FSA アカデミア)を立ち上げた。
- ・ 職員による自主的な政策提案の枠組みである政策オープンラボには、平成 30 事務年度を上回る約 120 名の職員が参加した。
- ・ 課室での活発なコミュニケーションと職員相互の支え合いを一層推進するため、引き続き少人数グループを編成し、1on1ミーティングを実施したほか、職員の気付きを活かすパイロット的取組みとしてグループの目標設定等に取り組んだ。
- ・ 人事改革では、ポストの公募を大幅に拡大したほか、専門分野における業務遂行上必要な能力の向上に向けた取組み等を実施した。
- ・ 2020 年 1 月から、新しい LAN を稼働させ、新たなテレワークの機能やコミュニケーション活性化のための機能等を導入し、働き方改革やペーパーレス化をはじめとする業務効率化を推進した。さらに、業務改革に継続して取り組む観点から、RPA の対象業務として昨年度は新たに 12 業務を選定した。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 課室内でのグループ編成を通じた職員間コミュニケーションの活性化や、政策オープンラボ等による各職員の自発的な参加の機会の拡大など、職員による主体的な取組みを支える環境整備を進める。
- ・ マネジメントを意識した組織運営・人事政策を行うため、以下について取り組む。
 - 各局幹部・課室長は、職員満足度調査の結果等を踏まえつつ、所管部署での自由闊達な議論を促し、職員が主体的に業務に取り組む環境を整える観点から、それぞれのマネジメントのあり方を部下職員に対してコミットし、事務年度を通じて継続的な対話を行う(マネジメントの状況は、次回の職員満足度調査や 360 度評価により検証)。
 - グループ長を各グループのマネジメントを担うポジションと位置付け、グループとしてよりよい仕事を行ったり、グループメンバーのモチベーション維持・向上を図ったり、キャリア形成のサポートを行ったりするなど、グループのマネジメントを意識した業務遂行が期待されることを明確化する。
- ・ 職員の意欲やスキルを重視した人材育成・配置を一層推進していく(サクセッションプランも踏まえた人材配置・育成・研修、異動間隔の長期化、庁内公募)。
- ・ 課室内のグループにおいて、職員が自主的に難易度の高い目標を設定して課題解決に取り組む、その状況をグループ内で議論しグループ運営の改善につなげていくプロジェクトを試行する。
- ・ コロナ対応を契機とした新しい働き方を確立させ、業務を合理化・効率化させていくため、以下について取り組む。
 - 新しい LAN の機能を活用し、テレワークや外部とのオンライン会議等の多様な働き方の定着を図る。
 - これまでの RPA の実績を踏まえ、さらに応用可能な業務を洗い出すこと等により、その一層の普及に取り組む。

(2) 金融庁の行政手続きの電子化

【昨事務年度の実績】

- 金融機関から提出される申請・届出数の多い主要な手続きについて、電子申請等が可能となるような IT システムや法令の整備等の取組みを実施したことに加え、今後、全ての行政手続きのオンライン化及び当該オンライン・システムの利便性向上を図る観点から、令和2年度第1次補正予算において所要経費を措置した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融庁が金融機関等から受け付ける申請等について、適切なオンライン化のあり方を検討した上で、2021年3月末までに全ての手続きについてオンラインでの提出が可能となるようシステム及び制度面での対応を行う。特に押印については、法令の根拠のないものについては2020年中に廃止し、法令の根拠のあるものについても、その必要性を再検証し、同年中に原則として廃止する。

<許認可等の審査プロセスの迅速化>

【昨事務年度の実績】

- 許認可等の審査プロセスの迅速化等を促進する観点から、金融機関へのアンケート調査を実施し、7月に結果を公表した。審査担当者のレスポンスの速さに関しては高評価であった一方で、審査担当者の指摘の意図が明確でないなど、改善を求める意見も見られた。
- 投資運用業等について、審査手続きの流れや必要書類等について解説したガイドブック(日本語・英語版)を公表するなどの改善を行った。
- 資金移動業者及び前払式支払手段発行者の登録審査については、財務局との連携を強化し、進捗管理も「見える化」を進めること等により、審査の迅速化・透明化・内容改善を図った。あわせて事務ガイドラインの改正を行った(2020年6月)。

【本事務年度の作業計画】

- 許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有を図るとともに、審査における当局側の問題意識を早めに申請者に伝達し、また登録までの時間軸の認識を申請者との間で共有するなど、審査の迅速化等に取り組む。また、金融庁・各財務局等において、アンケート結果等を踏まえた窓口対応の改善等に取り組んでいくとともに、令和2事務年度においても引き続きアンケートを行う。

(3) 財務局の金融行政担当部局との一体化

【昨事務年度の実績】

- 財務局との連携強化のため、金融庁と財務局では、幹部レベル・実務レベルでの全局参加の会議や個別局ごとの面談など、普段からコミュニケーションを図るとともに、政策等の検討状況や公表案件の事前説明、金融庁内の会議・議論への財務局の参画など、政策立案・公表時の財務局の関与を進めてきた。

【本事務年度の作業計画】

- コロナ禍の影響で対面での会議の開催が難しくなる中、オンライン会議等を積極的に活用して、金融庁と全国の財務局を結び、両者のコミュニケーションの頻度を高め更に充実させる。例えば、幹部レベル及び実務レベルで定期的にオンライン会議を開催し、緊密な情報連携や政策課題等の共有を効率的に行う。
- 政策の企画立案及び執行プロセスにおいて、財務局との協働を更に推進する。例えば、地域金融機関等の検査・監督など、財務局と関連する施策の策定について共同で検討を進め

ることや、財務局が窓口となる登録審査事務等の制度の企画立案及び執行等において、必要に応じて法令整備の段階から財務局と相談することなどを進める。

(4) 内外連携した金融規制・監督実務の向上

【昨事務年度の実績】

- ・ ①中国金融当局との協力関係の更なる強化(日中金融当局による監督者会合開催(2019年11月、第2回)等)、②我が国金融機関による中国市場参入の進展(邦銀に対する債券引受資格付与(2019年9月)や債券決済代理人資格付与(2020年6月)の実現、我が国証券会社の中国市場進出の進展等)、③我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会する「中国金融研究会」の開催(2019年12月、第4回)等、日中金融協力は更に前進した。
- ・ そのほかアジア・新興国等とは、我が国金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添った技術協力プログラム実施を通じて金融制度整備や金融当局の能力向上等に取り組んだ。特に、ミャンマー(緬)においては、保険分野の支援として、「保険セクター支援計画」(2018年6月策定)の「進捗報告書」を2019年11月に策定し、これらに基づく技術協力等を実施したほか、日系保険会社6社の進出支援を行い、同6社は緬保険市場における営業免許を正式に取得した(2019年11月)。くわえて、資本市場活性化支援の成果として、外国人投資家によるヤンゴン証券取引所の上場株取引の解禁が実現した(2020年3月)。
- ・ さらに、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として運営している金融連携センターについて、プログラムの内容の充実・改善を図ったほか、金融庁職員と同センター研究員、卒業生のネットワーク強化及び更なるプログラムの充実のため、大学等と連携する機会を増やした。

【本事務年度の作業計画】

- ・ 海外当局等における取組みと金融庁における取組みを比較し、採り入れるべきは積極的に採り入れるとともに、我が国で積み重ねた工夫を国際的に共有し世界の実務の向上に貢献する。
- ・ 国際的ネットワーク・協力の強化に当たっては、コロナの影響等によるグローバル金融システムにおける環境変化や日系金融機関・企業の海外展開戦略の変化の可能性を考慮するとともに、従来の対面に加えバーチャルなコミュニケーションも活用する。具体的には、日中金融協力やミャンマー等新興国への技術支援といった協力枠組みの構築を、バーチャルなコミュニケーションインフラ等を最大限活用しつつ、引き続き積極的に進める。
- ・ グローバル金融連携センター(GLOPAC)については、対面研修のみから、対面とバーチャルを組み合わせたハイブリット型研修に進化させる。また、卒業生のフォローアップにおいても、全卒業生を対象としたバーチャル・フォローアップ特別講義や GLOPAC の期(グループ)・地域ごとにバーチャル・アルムナイ・フォーラムを開催するなどしてネットワークを改めて強化する。